

第332回理事会 報告事項

5. 報告事項（当日配布）	頁
(1) 日本水道協会「全国地震等緊急時訓練」について	2
(2) 全国設備工業教育研究会「設備工業科」在校生への応援等について	25
(3) 表彰制度（建設マスター等）について	33
(4) 「高松水道展」（主催：水団連）へのブース出展について	39
*高松水道展チラシ	別添
(5) 第55回技能五輪全国大会について	41
(6) 登録配管基幹技能者講習について	43
*登録基幹技能者パンフレット	別添
(7) 全管連 管工事賠償制度 全国推進状況について	50
*全管連 管工事賠償制度パンフレット	別添
(8) 全管連会館建替の進捗について	53
(9) 全管連主要会議等予定表（案）	56
(10) 2018年版「全管連手帳」チラシ	別添

以上

## (報告事項 1)

### 日本水道協会「全国地震等緊急時訓練」について

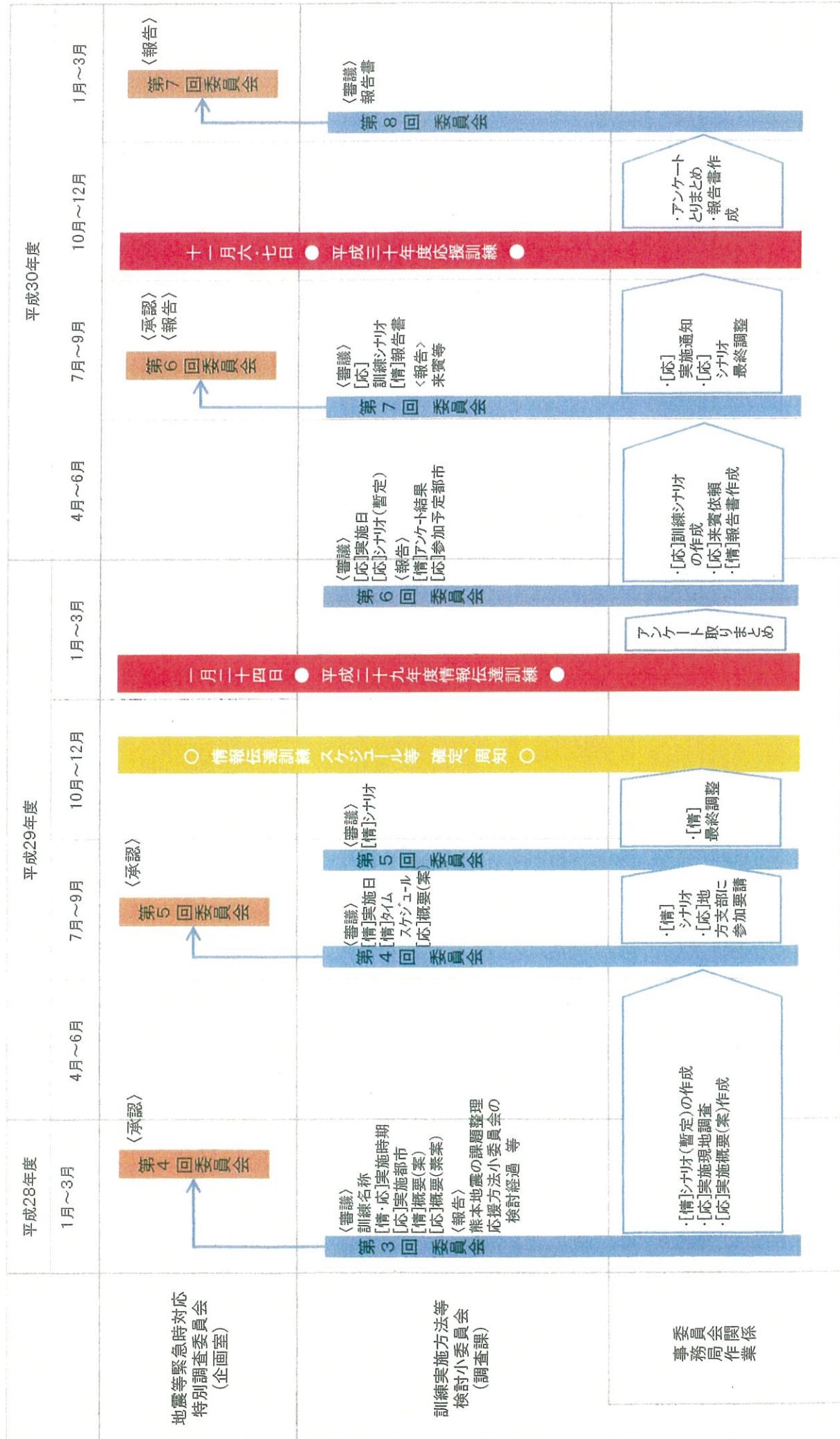
#### 1. 経過及び予定

平成 27 年 8 月 10 日	第 1 回地震等緊急時対応特別調査委員会
11 月 26 日	災害対策担当理事会議（全管連）
平成 28 年 3 月 25 日	第 2 回特別調査委員会
11 月 2 日	第 3 回特別調査委員会
12 月 22 日	災害対策担当理事会議（全管連）
平成 29 年 1 月 17 日	理事会（全管連）
2 月 14 日	第 4 回特別調査委員会
8 月 7 日	第 5 回特別調査委員会
8 月 29 日	理事会（全管連）
10 月 17 日	災害対策担当理事会議（全管連）
同	理事会（全管連）
平成 30 年 1 月 17 日	理事会（全管連）
1 月 24 日	平成 29 年度情報伝達訓練
11 月 6、7 日	平成 30 年度応援訓練（静岡市）

#### 2. 報告事項

日本水道協会「全国地震等緊急時訓練」において実施される平成 29 年度情報伝達訓練および平成 30 年度応援訓練について情報を共有し、本会、会員及び協定先企業関係者の連携を強化いたしたい。

今後のスケジュール案（平成29年9月現在）



(凡例)・[情] 情報伝達訓練  
・[応] 応援訓練

## 日本水道協会 全国地震等緊急時訓練

### 平成 29 年度情報伝達訓練 実施要領(案)

#### 1. 目的

地震等の大規模災害が発生し、日本水道協会として、全国規模での対応が必要となった際、速やかに正確な情報を伝え、応援体制を構築する必要がある。

今後、発生が予想される地震等の広域的大規模災害に備え、「地震等緊急時対応の手引き」(以下「手引き」という。)に基づき、訓練を実施することにより、水道事業者間の連携強化を図り、広域災害時における応援体制の確立を目的とする。

南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の発生が懸念される中、これら大規模災害時においても、国民生活や社会経済活動に必要不可欠なインフラである水道には迅速な対応が求められている。

公益社団法人日本水道協会では、会員水道事業体相互の応援ルールを定めた「地震等緊急時対応の手引き」(以下、「手引き」という。)に基づき、全国の会員の協力のもと災害発生時の応援活動を実施しているが、関係者間の連携を一層強化するとともに、災害対応能力の更なる向上等を図るため手引きに基づく全国訓練を実施する。

- 情報伝達体制、応援体制の確認
- 手引きの実効性の確認
- 水道関係者の災害対応能力の向上

#### 2. 実施日

平成 30 年 1 月 24 日(水)

※ただし、~~1月〇日~~、~~訓練実施日においてまでに~~次のいずれかの状況に該当した場合は訓練の中止、または変更または縮小を検討する。

- 1)全国いずれかの場所で震度〇以上の地震が発生し、広域での応援が必要となった場合
- 2)訓練参加都市において台風、大雨の警報等が発表された場合
- 3)天災、事故等により、訓練参加都市の対応が必要になった場合
- 4)その他の事象により中止または変更等する場合は、訓練実施方法等検討小委員会委員との協議の上、日本水道協会が決定する。

なお、訓練が中止または変更等する場合は、日本水道協会から訓練実施方法等検討小委員会委員、地方支部長及び関係機関に 1 月 24 日午前 8 時までに電話及び E-mail により連絡する。地方支部長は、管下**地方支部内**の訓練参加水道事業体へ連絡する。

#### 3. 訓練場所

- ・日本水道協会救援本部

東京都千代田区九段南 4-8-9 日本水道協会 8 階第 4 会議室

- ・訓練参加水道事業体等

原則として各水道事業体の防災担当部署において実施する。

なお、想定上の情報連絡調整担当水道事業体及び都府県支部長等業務代行水道事業体についても、被災地に赴かず自身の水道事業体内で実施する。

#### 4. 被害想定

##### (1)災害

平成 30 年 1 月 24 日(水)午前 8 時 30 分、南海トラフを震源とする巨大地震が発生

##### (2)被災水道事業体及び被害状況

###### （被災水道事業体）

- ・地震等緊急時対応特別調査委員会応援体制検討小委員会平成 29 年 2 月報告書のうち、最大震度のケース(5-8)に基づき中部地方支部、関西地方支部、中国四国地方支部及び九州地方支部を被災地方支部とする。
- ・被災水道事業体は各被災地方支部から抽出し、中部地方支部の被災水道事業体 A、中国四国地方支部の被災水道事業体 B、九州地方支部の被災水道事業体 C とし、それぞれのプレーヤーとして被災水道事業体 A は静岡市、被災水道事業体 B は高知市、被災水道事業体 C は大分市が参加する。
- ・中部地方支部及び関西地方支部の訓練参加事業体においては、各事業体の被害想定により被災水道事業体となる。

###### （被害状況）

- ・関西地方支部各水道事業体の被害(津波被害を含む)については、本訓練に合わせて参加する各事業体それぞれの訓練参加水道事業体の被害想定による。
- ・なお、本地震による津波被害は訓練参加水道事業体において想定する。
- ・訓練参加事業体の被害想定に加えて、下記の状況を想定する。

（被災事業体の状況 ○：機能を果たせる ×：被災により機能を果たすことが困難）

	水道給水対策本部機能	県支部長機能
中部地方支部 各水道事業体 被災水道事業体 A(静岡市)	水道事業体ごとに判断 被災水道事業体 A(静岡市):○	県支部長ごとに判断 被災水道事業体 A(静岡市):×
関西地方支部 各水道事業体	水道事業体ごとに判断	府県支部長ごとに判断
中国四国地方支部 被災水道事業体 B(高知市)	被災水道事業体 B(高知市):×	県支部長ごとに判断 被災水道事業体 B(高知市):○→×
九州地方支部 被災水道事業体 C(大分市)	被災水道事業体 C(大分市):○	県支部長ごとに判断 被災水道事業体 C(大分市):○

※ カッコ内水道事業体は本訓練上のプレーヤーとして参加

##### (3)応援

応援要請車両(給水車)台数が応援車両(給水車)台数を超える想定で実施する(地震等緊急時対応特別調査委員会応援体制検討小委員会平成 29 年 2 月報告書による)。

#### (4)訓練想定

発災直後から、被災水道事業体に水道給水対策本部が設置され、その応援要請に基づき全国から給水車が出動するまでの情報伝達を手引きP7の「図I-1:地震等緊急時における情報連絡の流れ」及び手引きP13の「図I-2:地震等緊急時における応援要請の流れ」に基づき実施する。

### 5. 訓練内容

#### (1)メニュー

情報連絡体制、応援体制の確認及び手引きの実効性を検証するため、下記各項目の訓練内容を時系列で実施する。

なお、⑨)地方支部長業務代行要請は、本訓練の流れから独立して行い、そこで決定した情報連絡調整担当水道事業体については、本訓練に反映しないものとする。

\*メニュー番号:別紙「平成29年度情報伝達訓練実施フロー(最終案)」及び「地方支部長業務代行要請フロー(案)」

\*様式:(3)に示す本訓練用に作成したものという。

#### 1)情報連絡調整担当水道事業体の調整

手引きP8「情報連絡調整担当水道事業体の決定」について訓練を行う。

本訓練では、被災水道事業体(被災水道事業体B)の応援要請に対して被災府県支部では対応できないため、当該被災地方支部の他の水道事業体(応援水道事業体B)で対応する手引きP8②のケースとする。

応援要請は、**様式H**、**要請の回答は様式C**により行う。

##### [訓練の流れ]

- ・被災水道事業体⇒被災府県支部長⇒被災地方支部長へ情報連絡調整担当水道事業体を要請

〈メニュー番号①、②〉

- ・被災地方支部長が他の府県支部長を通じて情報連絡調整担当水道事業体を調整

〈メニュー番号③、④、⑤、⑥〉

- ・被災地方支部長⇒被災府県支部長⇒被災水道事業体へ連絡(メニュー番号⑦、⑧)

- ・被災水道事業体⇒連絡調整担当水道事業体(被災地方支部長が調整した水道事業体)へ情報連絡調整担当の要請を行い、当該水道事業体が承諾(メニュー番号⑨、⑩)

#### 2)府県支部長業務代行水道事業体の調整

手引きP5「都府県支部長都市等へ職務の代行を要請」について訓練を行う。

本訓練では、被災府県支部長(被災水道事業体A及びB)が被災地方支部長へ府県支部長業務の代行を**様式H**により要請し、当該被災地方支部の他の府県支部長(応援水道事業体A及びB)が**様式C**にて回答し代行する。

##### [訓練の流れ]

- ・被災府県支部長⇒被災地方支部長へ府県支部長業務代行を要請し、被災地方支部長が府県支部長業務代行水道事業体を調整し、被災地方支部長⇒被災府県支部長へ連絡(メニュー番号⑪、⑫、⑬、⑭)

- ・被災府県支部長⇒府県支部長業務代行水道事業体(被災地方支部長が調整した水道事業体)へ府県支部長業務代行の要請を行い、当該水道事業体が承諾(メニュー番号⑮、⑯)

### ③被害情報・応援要請の有無、給水車準備・活動状況、水道給水対策本部の設置の連絡

イ 手引き P5「(1)発災直後の対応 i 情報連絡の流れ」について訓練を行う。

被害情報及び応援要請の有無の伝達について、手引きでは具体的な内容及び方法が示されていないが、発災直後の混乱期においても迅速な被害情報の伝達を行うため、各水道事業体は被害情報を様式 A-1、水道給水対策本部を立ち上げた場合には、その情報を**様式 D、給水車を保有している場合には活動状況を様式 F-1**により被災都府県支部長等へ報告を行い、被災都府県支部長等は予め都府県支部等内の水道事業体を一覧にした**様式 A-2**に**支部内の被害情報、様式 F-2**に**給水車の準備・活動状況をとりまとめ、様式 Dとともに被災地方支部長へ送付し、被災地方支部長は日本水道協会へ送付する。**

**被災地方支部長から日本水道協会へ送付された被害情報(様式 A-2)**は、全国の水道事業体や関係団体に共有する。

#### [訓練の流れ]

- ・被災水道事業体内に水道給水対策本部を設置(合議機関を設置した被災水道事業体は合議機関から移行)
- ・被災水道事業体(情報連絡調整担当水道事業体を含む)⇒被災府県支部長(府県支部長業務代行水道事業体を含む)⇒被災地方支部長⇒日本水道協会(救援本部)へ被害情報・応援要請の有無、水道給水対策本部の設置、給水車の準備・活動状況について連絡(**メニュー番号 1-1、2-1、3-1**)
- ・日本水道協会(救援本部)⇒地方支部長⇒都県支部長等(府県支部業務代行水道事業体を含む)⇒水道事業体(情報連絡調整担当水道事業体を含む)へ全地方支部の被害情報、応援要請の有無を連絡(**メニュー番号 4、5、6**)
- ・日本水道協会(救援本部)⇒関係団体(厚生労働省、全国管工事業協同組合連合会、水道工業団体連合会)へ全地方支部の被害情報・応援要請の有無(全国)を連絡(**メニュー番号 4-a**)

#### □ 日本水道協会救援本部の設置

手引き P9「(1)発災直後の対応 iv 日本水道協会救援本部の設置」について、**様式 E**により、日本水道協会救援本部から地方支部長及び関係団体へ情報伝達を行う。

#### [訓練の流れ]

- ・被災地方支部長と協議の上、救援本部を設置し、救援本部⇒地方支部長へ連絡  
(**メニュー番号 4**)
- ・救援本部⇒関係団体(厚生労働省、全国管工事業協同組合連合会、水道工業団体連合会)へ救援本部の設置を連絡(**メニュー番号 4-a**)

#### ハ 給水車準備状況

手引き P10「(1)発災直後の対応 vii 応援水道事業体の出動準備態勢」について訓練を行う。

手引きでは、出動準備の整った車両は、資料 3 により連絡を行うこととなっているが、大規模広域災害を想定している本訓練においては、より迅速に応援体制を確立するため、応援要請があつた際の給水車の出動可否について、各水道事業体は**様式 F-1**により都府県支部長等へ報告し、都府県支部長等は予め都府県支部等内の給水車情報を整理した**様式 F-2**にとりまとめ、地方支部長へ送付し、地方支部長は救援本部へ送付する。

#### [訓練の流れ]

- ・**他の水道事業体⇒他の都府県支部長等⇒他の地方支部長⇒救援本部へ給水車準備状況を報告**  
(**メニュー番号 1-2、2-2、3-2**)

#### 4)応援要請(応急給水)

手引き P12「(2)応援の要請」について訓練を行う。

給水車の応援を要請する水道給水対策本部は様式B、様式A-1(様式Bの応援要請台数を記載)、様式F-1(給水車を保有している場合)を被災府県支部長へ送付する。被災府県支部長は支部内の応援要請台数を様式A-2、給水車活動状況をF-2にとりまとめ、被災府県支部内で対応できない応援要請について、様式B、様式A-2及び様式F-2を被災地方支部長へ送付する。被災地方支部長も同様に対応できない応援要請について、様式B、様式A-2及び様式F-2を救援本部へ送付する。

[訓練の流れ]

- ・給水車の応援を要請する水道給水対策本部⇒被災府県支部長へ応援要請(メニュー番号7)
- ・被災府県支部長⇒被災地方支部長へ応援要請(メニュー番号8)
- ・被災地方支部長⇒救援本部へ応援要請(メニュー番号9-1)

#### 5)応援車両(給水車)の割り振り

本訓練では、応援要請に対して給水車の台数が不足している状況下において、応援可能な給水車の応援先を決定する。そのため、救援本部は、被災地方支部ごとの応援可能な給水車を様式F-2により割り振る。被災地方支部長は、割り振られた給水車の応援先を決定し、様式F-2を更新し、救援本部へ返信する。

被災地方支部長が決定した応援車両の割り振り結果は、被害情報・応援要請(様式A-2)とともに被災地方支部内で情報共有する。

[訓練の流れ]

- ・救援本部⇒各被災地方支部長へ応援可能な給水車を割り振る(メニュー番号10)
- ・被災地方支部長⇒救援本部へ割り振り結果を報告(メニュー番号11-1)
- ・被災地方支部長⇒府県支部長(県支部長業務代行水道事業体を含む)⇒**水道事業体**(情報連絡調整担当水道事業体を含む)へ支部内の応援車両割り振り結果(応援先が記載された様式F-2)を連絡(メニュー番号11-2、11-3)

#### 6)出動要請、出動連絡

##### イ 出動要請

手引き P14「(3)応援隊の出動」における出動要請について訓練を行う。

救援本部は、他の地方支部長へ様式Bにより出動要請、把握していれば道路情報、様式A-2で全国の被害情報等、様式F-2により全地方支部の応援活動状況を送付し、他の地方支部内で出動要請及び情報共有する。また、関係団体へ様式A-2及び様式F-2を送付し情報共有を行う。

[訓練の流れ]

- ・救援本部⇒他の地方支部長⇒他の地方支部内 都府県支部長等⇒他の地方支部内 水道事業体へ出動要請及び情報共有(メニュー番号12、13、14)
- ・救援本部⇒関係団体(厚生労働省、全国管工事業協同組合連合会、水道工業団体連合会)へ情報共有(メニュー番号12-a)

##### ロ 出動連絡

手引き P14「(3)応援隊の出動」における出動連絡について訓練を行う。

手引きでは応援隊の出動連絡は資料-3によるとされているが、本訓練では、様式 F-1により応援水道事業体から都府県支部長等へ出動連絡、都府県支部長等は様式 F-2を更新し、地方支部長等へ送付する。

#### [訓練の流れ]

・応援水道事業体⇒他の地方支部内 都府県支部長等⇒他の地方支部長⇒救援本部へ出動連絡

〈メニュー番号 15、16、17〉

・救援本部⇒被災地方支部長⇒被災府県支部長(府県支部長業務代行水道事業体を含む)⇒水道給水対策本部(情報連絡調整担当水道事業体を含む)へ出動連絡を報告(メニュー番号 18、19、20)

・救援本部⇒関係団体(厚生労働省、全国管工事業協同組合連合会、水道工業団体連合会)へ情報共有  
〈メニュー番号 18-a〉

### 7)支援拠点水道事業体の決定

手引き P63「5)被災状況に応じた効率的応援体制の構築(1)支援拠点水道事業体の決定」について、様式 G を使い訓練を行う。

#### [訓練の流れ]

・被災府県支部長が調整の上、支援拠点水道事業体を決定

・被災府県支部長⇒被災地方支部長⇒救援本部へ支援拠点水道事業体情報を連絡(メニュー番号 8、9-1)

・救援本部⇒他の地方支部長⇒他の地方支部内 都府県支部長等⇒他の地方支部内 水道事業体へ出動要請を行った応援活動対象地区の支援拠点水道事業体情報を連絡(メニュー番号 12、13、14)

### 8)中継水道事業体の調整、決定

手引き P11「(1)発災直後の対応 viii中継水道事業体の決定」について様式 I を使い訓練を行う。

#### [訓練の流れ]

・救援本部が調整の上、中継水道事業体を決定

・救援本部⇒他の地方支部長⇒他の地方支部内 都府県支部長等⇒他の地方支部内 水道事業体へ中継水道事業体情報を連絡(メニュー番号 12、13、14)

### 9)地方支部長業務代行要請

※本訓練においては、情報連絡調整担当水道事業体を調整するが、情報連絡調整担当水道事業体は地方支部長業務を代行することも想定される。

#### [訓練の流れ]

##### [A]被災地方支部内に応援水道事業体候補(都府県支部長等水道事業体)がない場合

・被災地方支部長⇒救援本部⇒他の地方支部長へ情報連絡調整担当水道事業体を要請し、当該他の地方支部長が情報連絡調整担当水道事業体を調整し、他の地方支部長⇒救援本部⇒被災地方支部長へ連絡

〈メニュー番号 A1、A2、A3、A4、A5、A6-1〉

・被災地方支部長⇒連絡調整担当水道事業体(他の地方支部長が調整した水道事業体)へ情報連絡調整担当水道事業体の要請を行い、当該水道事業体が承諾(メニュー番号 A7、A8)

・救援本部⇒全地方支部長へ情報連絡調整担当水道事業体情報を連絡(メニュー番号 A6-2)

**[B]被災地方支部内に応援水道事業体候補(都府県支部長等水道事業体)がある場合**

- ・被災地方支部長が当該地方支部内で情報連絡調整担当水道事業体の要請を行い、当該水道事業体が承諾  
(メニュー番号 B1、B2)
- ・被災地方支部長⇒救援本部⇒全地方支部長へ情報連絡調整担当水道事業体情報を連絡  
(メニュー番号 B3、B4)

**(2)情報伝達手段**

・本訓練における情報伝達は、原則、各訓練メニューで指定のある様式を E-mail で送信の上、電話で送付の連絡を行う。

・日本水道協会救援本部及び地方支部長間の情報伝達では、一部、衛星電話を使用して実施する。

※本訓練に係る情報伝達においては、下記の要領で内容が訓練である旨の周知を徹底する。

E-mail の場合：件名及び本文の冒頭に【日水協訓練】を記載する。

電話の場合：日水協訓練の連絡であることを伝える。

**(3)様式**

本訓練で使用する様式は、下記のとおりとする。

様式番号	様式名	使用方法・記載する情報等
様式 A-1	被害・応援要請情報 (事業体用)	・被害情報、応援給水の要請状況について各水道事業体が被災都府県支部長等への報告に使用 ※応援要請の際は様式 B とともに報告
様式 A-2	被害・応援要請情報 (支部長等 集計用)	・府県支部長が支部内の水道事業体から報告される様式 A-1 の集計に使用
様式 B	応援要請書	・応援要請(応急給水、応急復旧、物資等、その他)の際に使用 ※情報連絡調整担当及び支部長業務代行等は様式 H
様式 C	(情報連絡調整担当・ 都府県支部長等業務代行) 受諾回答書	・情報連絡調整担当(支部長等業務の代行)の要請(様式 H)への回答に使用 ※宛先は被災(要請)水道事業体
様式 D	水道給水対策本部の(設置・ 変更)について	・被災水道事業体において給水対策本部を設置・変更した際の情報連絡に使用
様式 E	日本水道協会救援本部の (設置・変更)について	・日本水道協会救援本部を設置・変更した際の情報連絡に使用
様式 F-1	給水車活動状況 (事業体用)	・応援の可否や活動状況を都府県支部長等の報告に使用 ※被災、応援にかかわらず給水車を保有する全水道事業体
様式 F-2	給水車活動状況 (支部長等 集計用)	・都府県支部長等が支部内の水道事業体から報告される様式 F-1 の集計に使用 ・被災都府県支部長又は被災地方支部長が応援先の決定及び報告に使用
様式 G	支援拠点水道事業体の(設 置・変更)について	・支援拠点水道事業体を設置・変更した際の情報連絡に使用
様式 H	情報連絡調整担当等 応援要請書	・情報連絡調整担当、地方支部長又は都府県支部長等業務の代行の要請時に使用
様式 I	中継水道事業体使用可能 施設報告書	・中継水道事業体の決定に使用

## 6. 訓練参加水道事業体、機関(順不同)

〈訓練実施方法等検討小委員会委員水道事業体〉

- ・札幌市、仙台市、横浜市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市、

- 東京都、新潟市、豊中市、岡山市、静岡市、神戸市

〈その他水道事業体〉

- ・北海道地方支部内水道事業体、東北地方支部内県支部長、関東地方支部内水道事業体、中部地方支部内水道事業体、関西地方支部内水道事業体、高知市中国四国地方支部内県支部長、大分市九州地方支部内県支部長

〈その他〉

- ・厚生労働省

- ・全国管工事業協同組合連合会

- ・日本水道工業団体連合会

- ・日本水道協会

(参考: 参加水道事業体の訓練における役割)

	水道事業体 (水道給水対策本部)	地方支部長業務	都府県支部長等業務	情報連絡調整 担当水道事業体	中継水道事業体	地方支部長 業務代行
北海道	各水道事業体	札幌市	地区協議会区長	—	—	—
東北	—	仙台市	県支部長	—	—	—
関東	各水道事業体	横浜市	都県支部長 (東京都 他)	—	東京都	—
中部	(被災水道事業体 A) 静岡市 各水道事業体	名古屋市	(応援水道事業体 A) 新潟市 他 県支部長	—	—	(応援水道事業体 E) ○○市
関西	各水道事業体	大阪市	府県支部長 (豊中市 他)	—	神戸市	(応援水道事業体 D) 東京都
中四国	(被災水道事業体 B) 高知市	広島市	(応援水道事業体 B) 岡山市 他 県支部長	(応援水道事業体 B) 岡山市	—	(応援水道事業体 F) ●●市
九州	(被災水道事業体 C) 大分市	福岡市	大分市 他 県支部長	—	—	

※(代):府県支部長業務代行、□:訓練実施方法等検討小委員会委員事業体以外の参加事業体

## 7. 訓練評価

本訓練の評価は、共通の評価シートを用いて、訓練参加水道事業体で評価者を決めて行う(1 水道事業体 1 評価)。

併せて、訓練参加水道事業体にアンケートを実施する(1 水道事業体 1 回答)。

## 8. その他

### (1)本訓練参加水道事業体における事前準備

- ・応援要請車両(給水車)台数、応援車両(給水車)台数を事前に調整する。
- ・本訓練で連絡を取り合う水道事業体間においては、必要な連絡先(電話番号、E-mail アドレス、担当者氏名等)を共有しておくこと。
- ・本訓練で必要な各水道事業体の情報については、訓練当日にスムーズな発信、受信ができるよう内部での調整を行っておくこと。

### (2)本訓練の進捗状況の共有

本訓練当日は、開始時、経過(メニュー番号 ○、○の時点)及び訓練終了時に、日本水道協会より全正会員宛に一斉にメールを送信し、訓練経過の共有を図る。

【送信アドレス】 no-reply-info@jwwa.or.jp

※送信先は、日本水道協会正会員台帳に記載いただいたアドレスになります。

※上記アドレスからのメールを受信できるよう、設定をお願いします。

※上記アドレスは送信専用です。返信はしないでください。

### (3)訓練に係る費用

当該訓練対応にかかる人件費及び通信費は、訓練参加水道事業体等の負担とする。

【担当】

日本水道協会調査部調査課 訓練担当

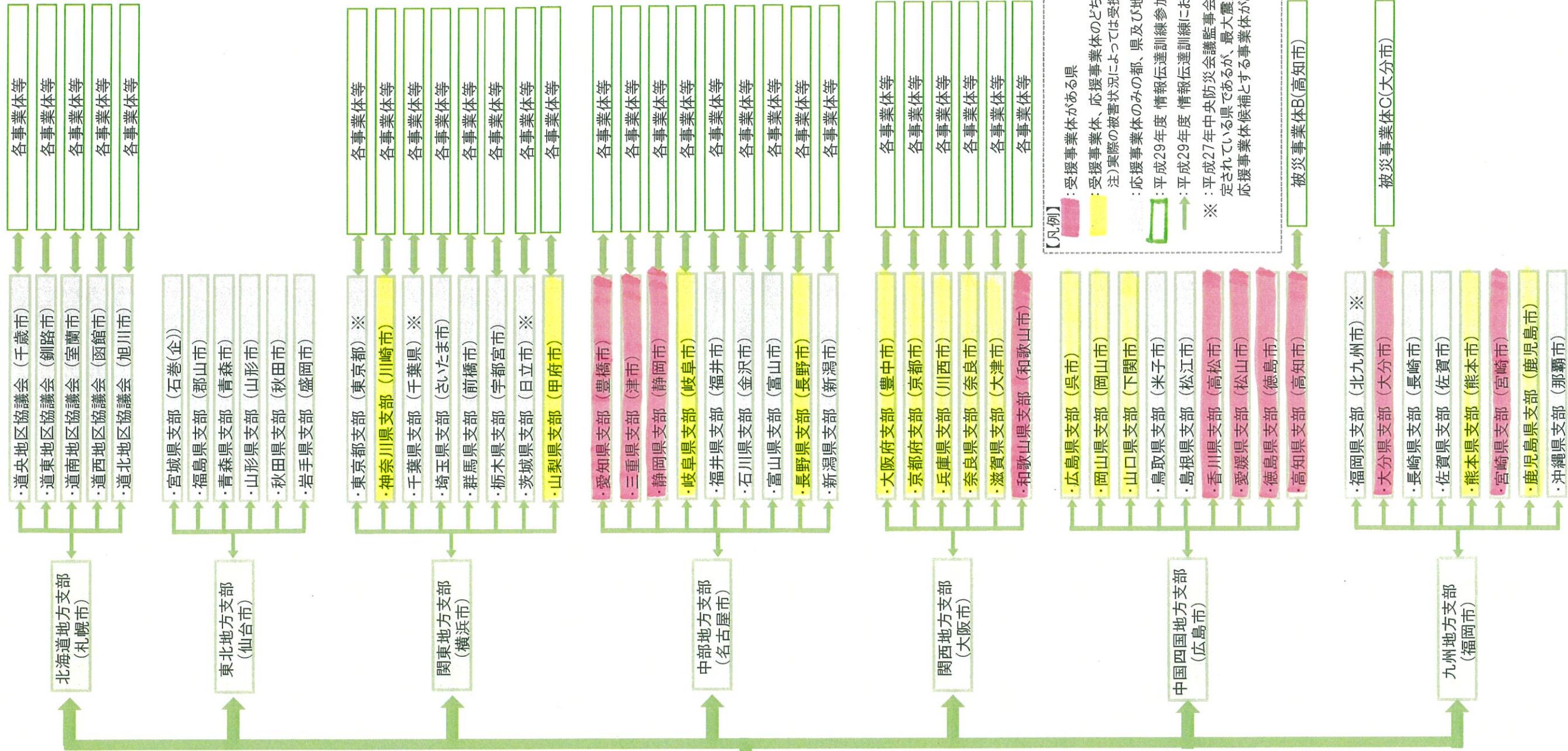
電話:

E-mail:

## 平成29年度情報伝訓練における都府県支部等の応援・受援の想定(案)

170927現在

- ◆ 南海トラフを震源とする巨大地震が発生し、大規模な断水等、広域にわたり水道施設に被害が生じている状況を想定する。
- ◆ なお、断水人口は、応援体制検討小委員会 報告書による南海トラフ巨大地震における最大値により、発災1日～3日の断水人口の延べ数を想定する。
- ◆ 応援事業体、受援事業体のわけは、応援体制検討小委員会報告書(平成29年2月)による。



# 平成29年度情報伝達訓練 フロー(事業体名入り) (案)

170922\_現在

## I 発災→被害情報・応援要請の有無、発災→応援態勢連絡

発災:南海トラフを震源とする巨大地震発生

### 1 【被災水道事業体】

中部地方支部被災事業体A  
(静岡市)  
・給水対策本部機能 ○  
・県支部長機能 ×

関西地方支部被災事業体

中四国地方支部被災事業体B  
(高知市)

・給水対策本部機能 ×  
・県支部長機能 ○→×

九州地方支部被災事業体C  
(大分市)

・給水対策本部機能 ○  
・県支部長機能 ○

都道府県衛生主管部局  
→厚生労働省

・情報連絡  
(H25年健水発1025第1号  
事務連絡)

・情報連絡  
その他  
被災水道事業体

・被害情報等  
・情報連絡調整担当  
の調整要請

① 被害情報[A-1]  
情報連絡調整担当要請[H]  
調整結果連絡[C]

④ 調整結果連絡[C]

② 被害情報[A-1]  
情報連絡調整担当調整  
[H]  
回答[C]

③ 回答[C]

⑤ 情報連絡調整担当要請  
⑥ 承諾

応援事業体B(岡山市)

被災事業体B(高知市)

応援事業体B(岡山市)

情報連絡調整担当水道事業体(P8)  
の決定

被災事業体B(岡山市)

被災事業体B(高知市)

応援事業体B(岡山市)

被災事業体B(高知市)

も大きく、全管連本部や支部がこれに習って配備することは困難である。

よって、全管連では、天災発生時の通信手段として、今後改善が大きく期待されるブロードバンドの活用を図る。

具体的には、利用料が無料であり、PCや携帯電話、スマートフォンを利用して、実名登録で組織内の掲示板を共有できるフェイスブックを平成25年度中に試行的に導入し、翌26年度より本格導入する体制を整備する。

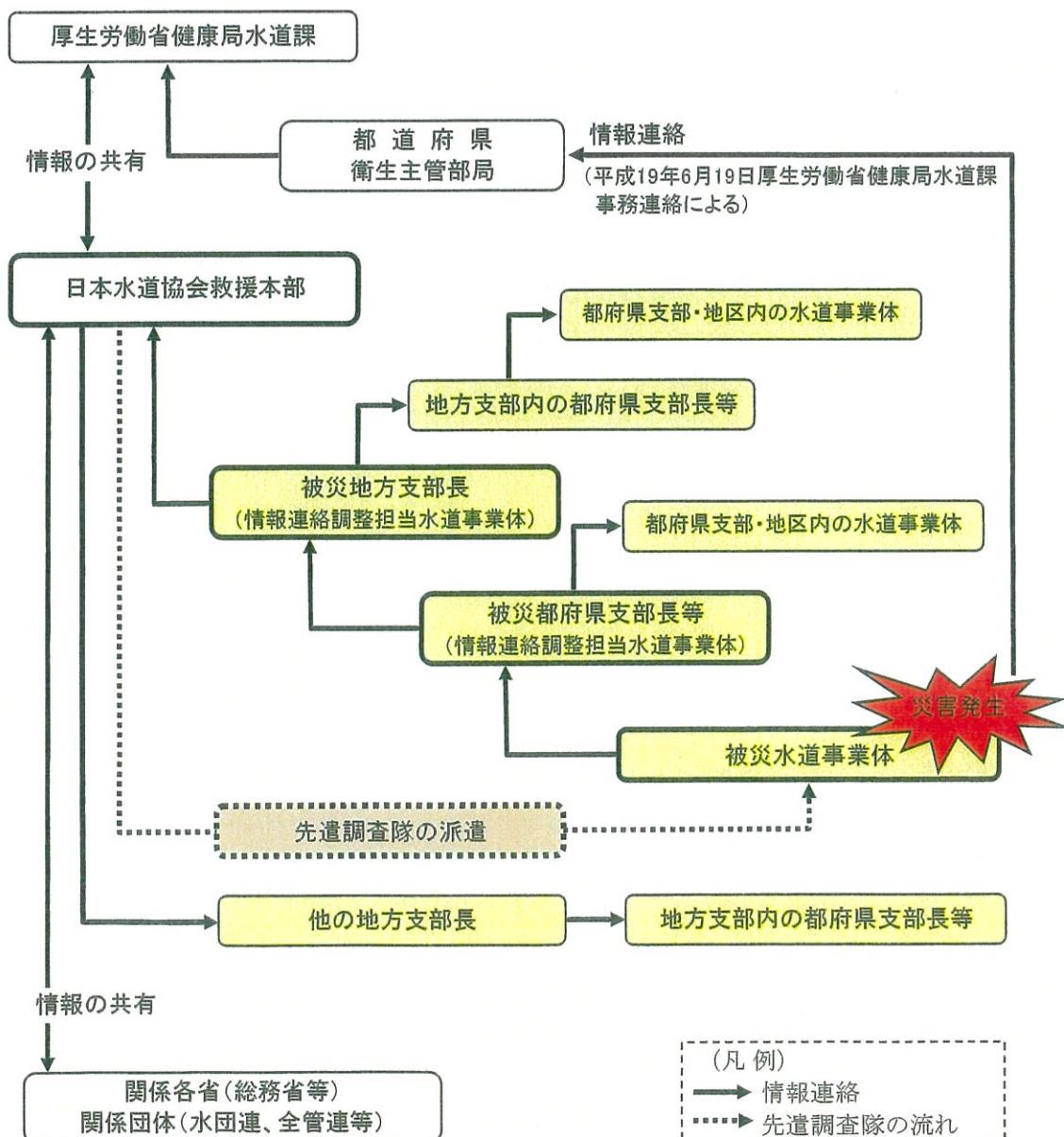
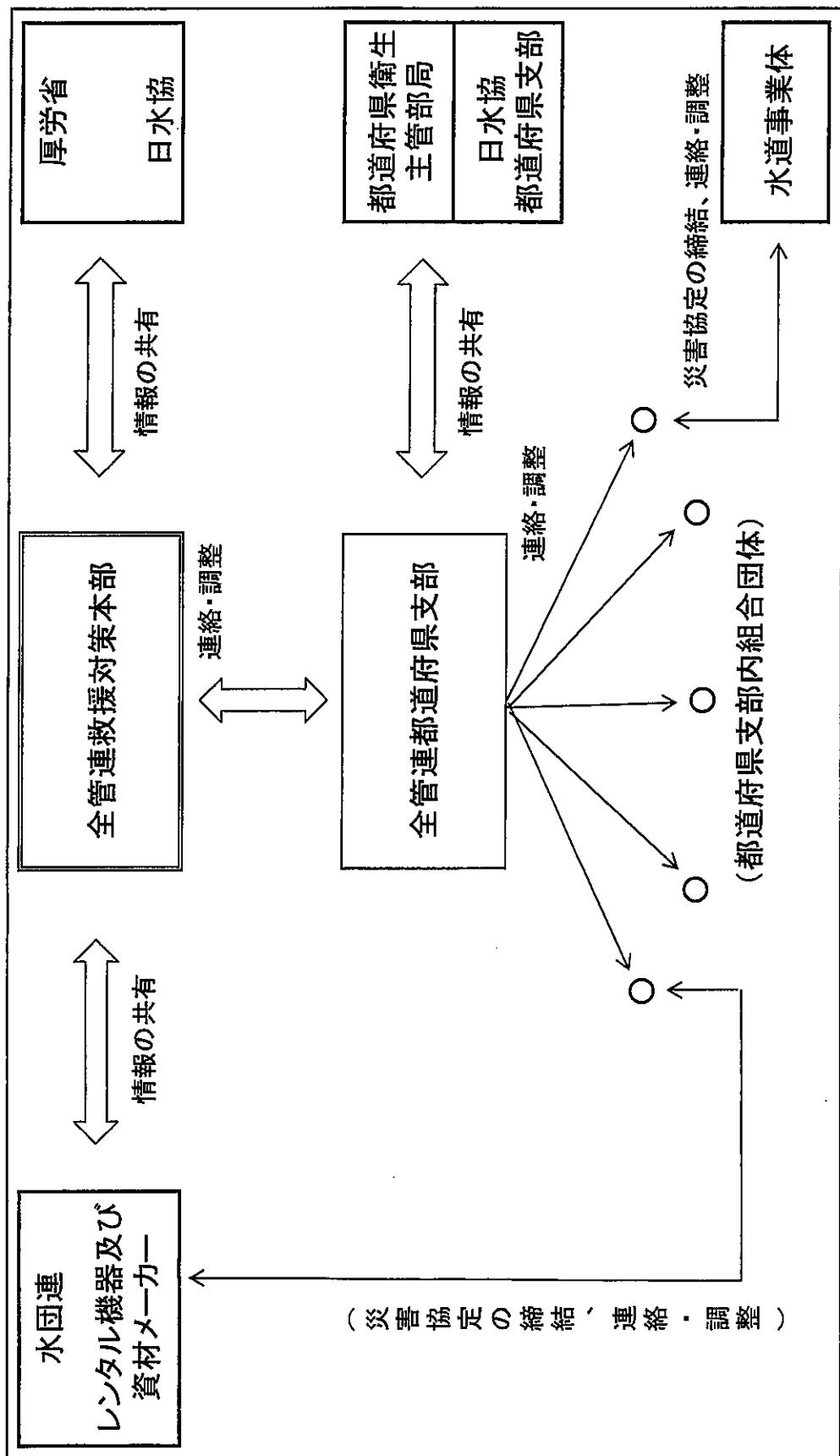


図 I -1: 地震等緊急時における情報連絡の流れ

全国管工事業協同組合連合会 地震等緊急時情報連絡体制



## 日本水道協会 全国地震等緊急時訓練

### 平成 30 年度応援訓練 実施概要(案)

#### 1. 目的

地震等の大規模災害が発生し、全国規模での対応が必要となった際、速やかに正確な情報を伝え、応援体制を構築する必要がある。

今後、発生が予想される地震等の広域的大規模災害に備え、「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、訓練を実施することにより、水道事業者間の連携強化を図り、広域災害時における応援体制の確立を目的とする。

南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の発生が懸念される中、これら大規模災害時においても、国民生活や社会経済活動に必要不可欠なインフラである水道には迅速な対応が求められている。

公益社団法人日本水道協会では、会員水道事業体相互の応援ルールを定めた「地震等緊急時対応の手引き」(以下、「手引き」という。)に基づき、全国の会員の協力のもと災害発生時の応援活動を実施しているが、関係者間の連携を一層強化するとともに、災害対応能力の更なる向上等を図るため手引きに基づく全国訓練を実施する。

- ・応援体制、受援体制の確認
- ・手引きの実効性の確認
- ・水道関係者の災害対応能力の向上
- ・国民への水道のPR(災害時の対応、耐震化の推進)

#### 2. 実施日

(仮)平成 30 年 11 月 6 日(火)、7 日(水)

※ただし、訓練実施日において次のいずれかの状況に該当した場合は訓練の中止、または変更または縮小を検討する。

- 1)全国いずれかの場所で震度 5 以上の地震が発生し、広域の応援が必要となった場合
- 2)静岡市等において台風、大雨の警報等が発表された場合
- 3)天災、事故等により、静岡市等の対応が必要になった場合
- 4)その他の事象により中止または変更等する場合は、静岡市との協議の上、日本水道協会が決定する。

なお、訓練が中止または変更する場合は、日本水道協会から訓練実施方法等検討小委員会委員、地方支部長及び関係機関に電話及び Email により連絡する。地方支部長は管下地方支部内の訓練参加水道事業体へ連絡する。

#### 3. 訓練場所

- ・静岡市上下水道局庁舎 (静岡県静岡市葵区七間町 15 番地の 1)
- ・ツインメッセ静岡 (静岡県静岡市駿河区曲金三丁目 1 番 10 号)
- ・その他静岡市内 各施設

#### 4. 被害想定

- ・~~11月4日(日)午前9時、静岡市域を震源とする南海トラフを震源とする巨大地震が発生~~
  - ・静岡市内において大規模な断水が発生
- なお、(本地震による津波被害、交通障害等は想定しない。)

#### 5. 訓練想定

本訓練は、発災後、静岡市に水道給水対策本部が設置されたのち、その応援要請に基づき、全国から給水車が参集するところから開始する。

#### 6. 訓練内容

応援体制・受援体制の確認及び手引きの実効性を検証するため、下記各項目の訓練を実施する。

##### ・参集

訓練参加水道事業体は給水車、サポートカー等で被災水道事業体へ参集する。

(応援隊は、指定の給水車補給場所にて充水後に参集する。)

##### ・中継水道事業体活用(東京都 他) ※訓練参加水道事業体のうち、事前調整を行った一部のみが実施する。

訓練参加水道事業体の参集に際し、中継水道事業体を活用する。

##### ・水道給水対策本部運営

参集した訓練参加水道事業体に対し、応急活動状況等に関する密な連絡調整を行う。

本部と実施訓練の間で連絡を取り、実際の進行状況を報告・確認する。

1)幹事応援水道事業体会議

2)応援水道事業体全体会議

##### ・応急給水

参加市民を対象に、仮設水槽及び給水車からの応急給水を実施する。

給水場所はツインメッセ会場内及び静岡市内 近隣施設(病院・小学校等)を予定。

##### ・応急復旧 ※訓練参加水道事業体のうち、希望する者のみが実施する。

訓練①(通水有)  $\phi 100$  の DIP 管を袋ジョイント漏水補修金具で修繕

$\phi 25$  の VP 管を継輪で修繕

訓練②(通水無)  $\phi 100$  の DIP 管を K 型継輪を用いて応急復旧

##### ・報告書作成

様式に従って報告書を作成・提出。

##### ・帰還

訓練参加水道事業体は給水車、サポートカー等で所属水道事業体へ帰還する。

## 7. 訓練参加水道事業体

7地方支部長及び正会員水道事業体他(下表参照)

地方支部	(積算内訳)				人員 (人)	給水車 (台)	サホートカ- (台)
	班数	地方支部長	都府県支部長等	指揮			
北海道	7	1	5	1	26	6	7
東北	8	1	6	1	30	7	8
関東	10	1	8	1	38	9	10
中部	11	1	9	1	42	10	11
関西	8	1	6	1	30	7	8
中国四国	11	1	9	1	42	10	11
九州	10	1	8	1	38	9	10
計	65	7	51	7	246	58	65

(班構成) 指揮班以外の班 = 人員 4 名、給水車 1 台、サホートカ- 1 台 / 指揮班 = 人員 2 名、サホートカ- 1 台

(備考) 班数は各地方支部内の都府県支部長数、地区協議会会長数に応じて班数を割り当てる。

地方支部内の訓練参加水道事業体の選定は地方支部長に一任する。

なお、支部内混成チームを可とする。

また、上記枠を超えての参加については日本水道協会事務局と静岡市の調整の上、その都度判断することとし、最少参加人数は設けない。

## 8. 訓練参加水道事業体の費用負担

- ・訓練参加に係る費用(交通費、宿泊費、日当等)は、原則的に参加水道事業体等が負担する。
- ・上記費用のうち、合計が 1 班当たり 10 万円を超えた部分は日本水道協会が負担する。
- ・そのほか、実施に係る費用(会場設営費、資機材費等)は日本水道協会が負担する。

【担当】

日本水道協会調査部調査課 訓練担当

電話:

E-mail:

水協発第777号  
平成29年8月23日

公益社団法人 日本水道協会 地方支部長 各位

公益社団法人 日本水道協会  
理事長 吉田 永  
(地震等緊急時対応特別調査委員会委員長)

### 日本水道協会 全国地震等緊急時訓練 【平成30年度応援訓練】への参加について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本協会業務に種々御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本協会では、今後発生が懸念されている南海トラフ巨大地震等が発生した際に、迅速に対応できる体制を構築することを目的に、地震等緊急時対応特別調査委員会を立ち上げ、検討を進めているところでございます。

本委員会では、本協会 会員水道事業体等、関係者間の連携を一層強化するとともに、災害対応能力の更なる向上等を図るため、平成29年度に情報伝達訓練、平成30年度に応援訓練を行い、2ヶ年にわたり「日本水道協会 全国地震等緊急時訓練」を実施することとしました。

このうち、平成30年度応援訓練では、静岡県静岡市において、別紙 平成30年度応援訓練実施概要(案)のとおり、全地方支部から参加を募り合同で応急給水訓練等を実施することとしております。

つきましては、貴地方支部におかれましても、本訓練の趣旨をご理解いただき本応援訓練へご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、参加のご回答は添付の調査表にて、平成29年11月30日までにご返送くださいますよう重ねてお願いいたします。

参考資料：平成30年度応援訓練実施概要(案)

平成30年度応援訓練 会場について

平成30年度応援訓練 訓練メニュー(案)について

担当：日本水道協会調査部調査課 大澤、竹谷、井上  
TEL 03-3264-2859 FAX 03-3264-2205  
E-Mail cho-sa@jwwa.or.jp

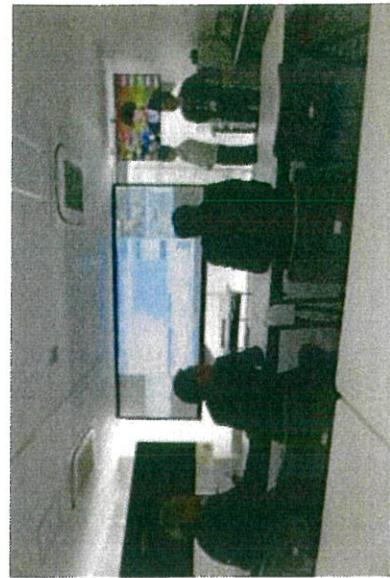
# 平成30年度応援訓練会場について

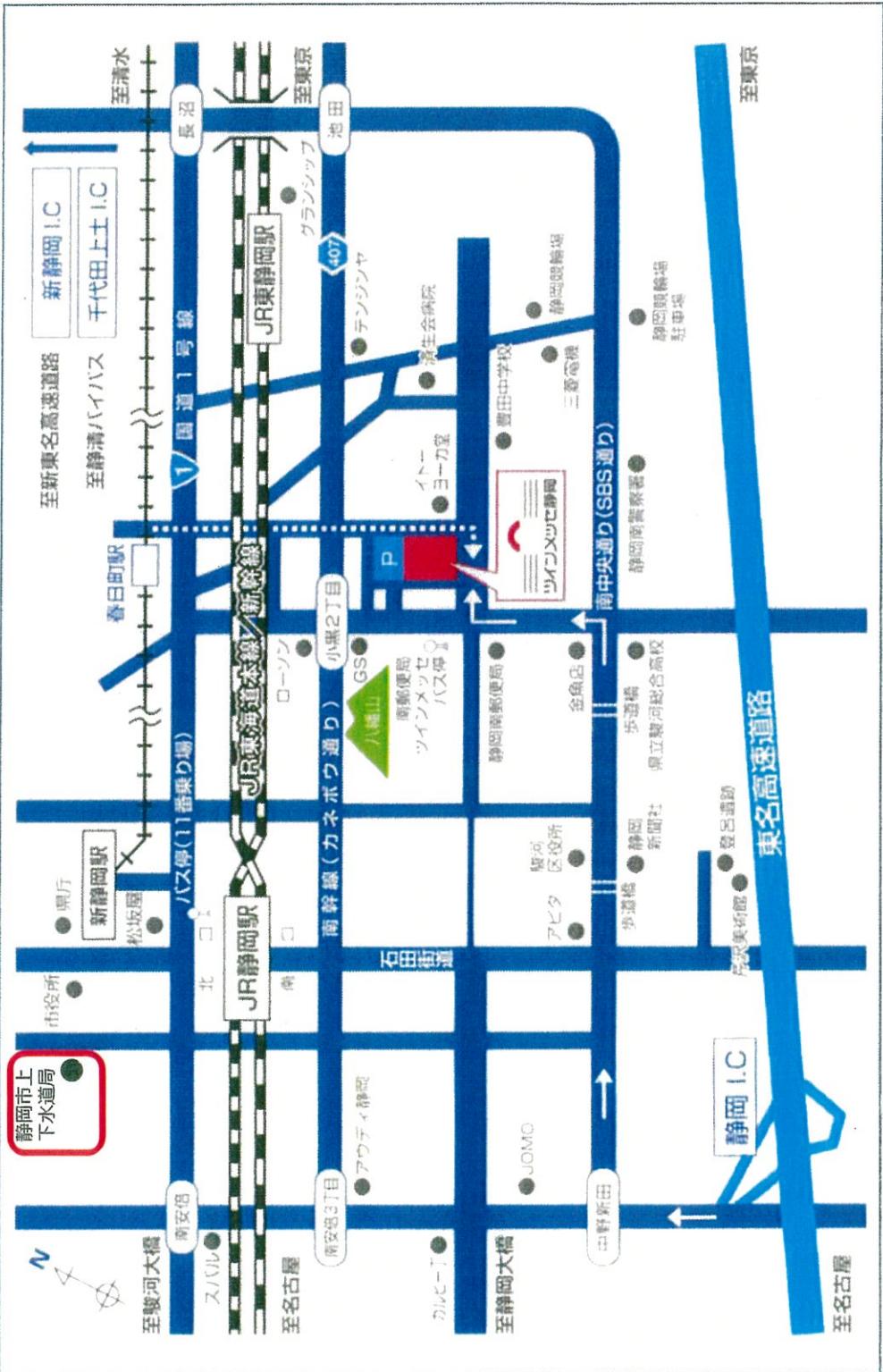
## 静岡市上下水道局 倉

平成27年12月 完成  
所在地：静岡市葵区七間町15番地の1  
建物規模：地上10階 地下1階  
延床面積：11421.35m<sup>2</sup>



〈災害対策本部室〉





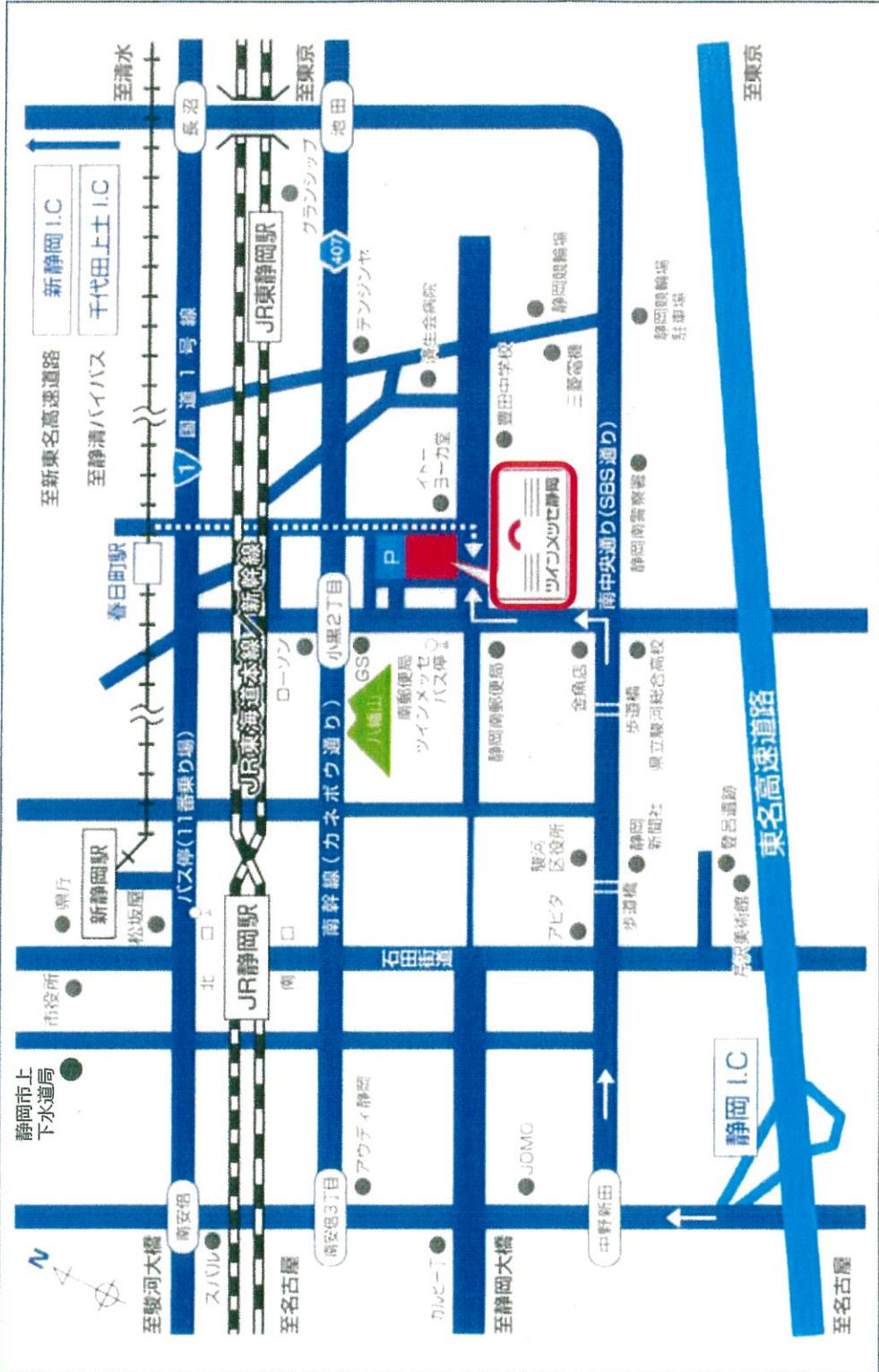
## 静岡市上下水道局 への交通アクセス

- JR静岡駅北口から
  - タクシー 約7分
  - 路線バス 约9分
- ツインメッセ静岡から
  - タクシー 约15分
  - 路線バス 约25分

# ツインメッセ静岡

所在地：静岡市駿河区曲金  
三丁目1番10号  
延床面積：45273.02m<sup>2</sup>





## ツインメッセ静岡への交通アクセス

- JR静岡駅南口から  
タクシー 約7分  
路線バス 約10分
- 静岡市上下水道局から  
タクシー 約15分  
路線バス 约25分
- 東名高速道路  
静岡ICから 约15分
- 新東名高速道路  
新静岡ICから 约25分

(参考)周辺施設  
・イトーヨーカ堂  
・中学校

全国設備工業教育研究会「設備工業科」在校生への応援等について

全国管工事業協同組合連合会

全国設備工業教育研究会（略称・全設研、会員24校）は、公立工業高等学校の設備工業科等を有する団体で設備工業教育の研究・向上を目的とし、その会員校の卒業生の就職先は本業界となっている。

本会では、全設研会員校の在校生で、都道府県職業能力開発協会が実施する平成29年度技能検定「配管（建築配管作業）」を受検する生徒に対し、2回分の練習用管材料を提供することで資格取得を応援する。

平成29年度の受検総校数及び総受検者数（10月11日現在）

2級： 6校、 52人  
3級： 9校、 178人

（参考）

平成25年度の受検総校数及び総受検者数（一人に1回分）

2級： 8校、 33人  
3級： 12校、 181人

平成26年度の受検総校数及び総受検者数（同）

2級： 8校、 42人  
3級： 13校、 216人

平成27年度の受検総校数及び総受検者数（一人に2回分）

2級： 8校、 40人  
3級： 13校、 227人

平成28年度の受検総校数及び総受検者数（同）

2級： 8校、 52人  
3級： 13校、 215人

平成29年度 配管技能士資格取得の応援 依頼書

No.	学校名	科名	担当教諭	セット数 内訳	2級 受検者数/ 生徒数	3級 受検者数/ 生徒数	管 材 料 納 入 期 限	納入車両	管 材 料 の 納 付 先	備 考
1	熊本県立小川工業高等学校	設備工業科	金子雅	2年 3年	3／37	10／39 5／37	11月15日	4t可能	〒869-0631 熊本県宇城市小川町北新田770 電話0964-43-1151	
2	埼玉県立浦和工業高等学校	設備システム科	斎藤	3年	2／34	10／34	11月1日	4t可能 10t可能	〒338-0832 埼玉県さいたま市桜区西堀5-1-1 電話048-862-5634	
3	秋田県立男鹿工業高等学校	設備システム科	保坂悟	2年 3年	/	10／69	12月10日	4t可能	〒010-0341 秋田県男鹿市船越字内子1-1 電話0185-35-3111	
4	静岡県立掛川工業高等学校	設備システム科	小関秀俊	1年生 2年生 3年生	2／37 4／36	3／40	11月1日	10t可能	〒436-0018 静岡県掛川市葵町15-1 電話0537-22-7255	
5	新潟県立朝日高等学校	建築科	山森真二	1年生 2年生 3年生	/	/	/		〒950-2024 新潟市西区小新西1-5-1 電話025-266-1101	
6	岩手県立宮古工業高等学校	建築設備科	藤田直樹	2年生	/	21／21	11月1日	4t可能	〒027-0202 岩手県宮古市赤前1-81 電話0193-67-2201	
7	大阪府立布施工科高等学校	設備システム 専攻	小倉一浩	1年生 2年生 3年生	0／240 8／39 10／40	13／240 15／40	12月1日	4t可能	〒577-0805 東大阪市宝持3-7-5 電話06-6722-0221	
8	沖縄県立南部工業高等学校	電気設備科	友利輝則	1年生 2年生 3年生	3／20 12／18	17／20 2／20 1／18	11月1日	4t可能	〒901-0402 沖縄県島尻郡八重瀬町字富盛1338 電話098-998-2313	
9	栃木県立宇都宮工業高等学園	環境設備科	福田和貴	2年生 3年生	5／39	23／40	12月1日	4t可能	〒321-0198 栃木県宇都宮市雀宮町52 電話028-678-6500	
10	青森県立むつ工業高等学校	設備 工ネルギー科	坪 大輔	2年 3年	/	7／35	11月1日	4t可能	〒035-0082 青森県むつ市文系区22-1 電話0175-24-2164	
11	岐阜県立岐阜工業高等学園	設備システム科	山口剛正	3年生	/	/	/		〒501-6083 岐阜県羽島郡笠松町常盤町1700 電話058-387-4141	
12	沖縄県立糸満高等学校	設備工業科	太城隼人 登川浩良	1年生 2年生 3年生	/	/	/		〒904-2172 沖縄県沖縄市泡瀬5丁目42番2号 電話098-937-5848	
13	藍色航洋工業高等学校	環境設備科	稻田信一郎	全学年 23年生	/	/	/		〒734-0025 広島県広島市南区東本浦町1-18 電話082-282-2216	

会員校一覧

No.	学校名	科名	〒	住所	T E L. F A X.	校長名	学年定員
1	北海道旭川工業高等学校	電子機械科 設備システムコース	078-8804	ほっかいどうあさひかわしみどりがおか 北海道旭川市緑ヶ丘 ひがし4じょう1ちょうめ 東4条1丁目	0166-65-4115 0166-65-4127	小幡 圭二	10
2	青森県立むつ工業高等学校	設備・エネルギー科	035-0082	あおもりけんむつぶんきょうちょう 青森県むつ市文京町 22-7	0175-24-2164 0175-29-2893	蝦名 博	35
3	岩手県立水沢工業高等学校	設備システム科	023-0003	いわてけん おうしゅうし みずさわく 岩手県奥州市水沢区 さくらかわ あざどうげ 佐倉河字道下100-1	0197-24-5155 0197-24-5156	藤原 修	40
4	岩手県立宮古工業高等学校	建築設備科	027-0202	いわてけんみやこしおおあざ 岩手県宮古市大字 あかままだいじわりばんち 赤前第1地割81番地	0193-67-2201 0193-67-2215	及川 晃貴	40
5	宮城県白石工業高等学校	設備工業科	989-0203	みやぎけん しろいしし こおりやま 宮城県白石市郡山 あざかの字鹿野43	0224-25-3240 0224-25-1476	日下 豪	40
6	秋田県立男鹿工業高等学校	設備システム科	010-0341	あきたけんおがしふなこし 秋田県男鹿市船越 あさうちこ字内子1-1	0185-35-3111 0185-35-3113	東海林 大樹	35
7	栃木県立宇都宮工業高等学校	環境設備科	321-0198	とちぎけんうつのみやし 栃木県宇都宮市 すずめのみやちょう 雀宮町52番	028-678-6500 028-678-6600	池守 滋	40
8	埼玉県立浦和工業高等学校	設備システム科	338-0832	さいたまけん さいたま市 さくらくにしほり 桜区西堀5-1-1	048-862-5634 048-836-1058	大勝 浩司	40
9	千葉県立京葉工業高等学校	設備システム科	263-0024	ちばけんちばしいなげく 千葉県千葉市稲毛区 あながわ 穴川4-11-32	043-251-4197 043-251-9717	關 敏昭	40
10	東京都立蔵前工業高等学校	設備工業科(全) 建築工学科(定)	111-0051	とうきょうとたいとうくくらまえ 東京都台東区蔵前 1-3-57	03-3862-4488 03-3862-4995	渡邊 隆	35 30
11	神奈川県立藤沢工科高等学校	総合技術科 住環境系	252-0803	かながわけんふじさわしいまだ 神奈川県藤沢市今田 744	0466-43-3402 0466-43-4942	笹原 哲也	40
12	新潟県立新潟工業高等学校	建築科 建築設備コース	950-2024	にいがたけんにいがたしにしく 新潟県新潟市西区 こしんにし 小新西1-5-1	025-266-1101 025-266-1238	小杉 克彦	40
13	長野県長野工業高等学校	環境システム科	380-0948	ながのけんながのしきでみなみ 長野県長野市差出南 3-9-1	026-227-8555 026-291-6250	森本 克則	40

会員校一覧

No.	学校名	科名	〒	住所	TEL. FAX.	校長名	学年定員
14	静岡県立掛川工業高等学校	設備システム科 環境設備科	436-0018	しづおかけんかけがわしあおいちょう 静岡県掛川市葵町 15-1	0537-22-7255 0537-22-6950	野部 道大	40
15	岐阜県立岐阜工業高等学校	設備システム科	501-6083	ぎふけんはしまぐんかしまつちょう 岐阜県羽島郡笠松町 ときわちょう 常盤町1700	058-387-4141 058-387-4019	永井 政義	40
16	三重県立四日市中央工業高等学校	設備システム科	512-0925	みえけんよっかいちし 三重県四日市市 すがはらちょう 菅原町678	059-326-3105 059-326-9523	渋谷 順市	40
17	滋賀県立彦根工業高等学校	建設科	522-0222	しがけんひこねし 滋賀県彦根市 みなみかわせちょう 南川瀬町1310	0749-28-2201 0749-28-2936	大菅 順市	40
18	大阪府立布施工科高等学校	建築設備系 設備システム専科	577-0805	おおさかふひがしおおきし 大阪府東大阪市 ほうじ 宝持3-7-5	06-6722-0221 06-6722-0226	植田 篤司	40
19	岡山県立東岡山工業高等学校	設備システム科	703-8217	おかやまけんおかやましなかく 岡山県岡山市中区 つちだ 土田290-1	086-279-0565 086-279-0567	難波 宏明	40
20	広島市立広島工業高等学校	環境設備科	734-0025	ひろしまけんひろしまし みなみく 広島県広島市南区 ひがしもんうらちょう 東本浦町1-18	082-282-2216 082-288-4169	荒木 猛	40
21	福岡県立香椎工業高等学校	機械科 設備コース	813-0012	ふくおかけんふくおかし ひがしく 福岡県福岡市東区 かしいえきひがし 香椎駅東2-23-1	092-681-2131 092-671-0915	泉 大介	40
22	熊本県立小川工業高等学校	設備工業科	869-0631	くまもとけん うきし おがわちょう 熊本県宇城市小川町 きたしんでん 北新田770	0964-43-1151 0964-43-4970	井上 龍一	40
23	沖縄県立南部工業高等学校	電気設備科 設備工学コース	901-0402	おきなわけんしまじりぐん 沖縄県島尻郡 やえせちょう ともり 八重瀬町富盛1338	098-998-2313 098-998-4761	岩崎 勝久	20
24	沖縄県立美里工業高等学校	設備工業科	904-2172	おきなわけんおきなわし 沖縄県沖縄市 あざあわせ 字泡瀬5-42-2	098-937-5848 098-937-0842	松島 寛尚	40

## 全国設備工業教育研究会 静岡大会

### 設備工業科の先生が全国から参加

全国管工事業協同組合連合会

全国設備工業教育研究会（会長・植田篤司氏、大阪府立布施工科高等学校長）は、さる7月27日から2日間、静岡県掛川市のパレスホテル掛川で平成29年度の第53回静岡大会を開催した（写真1）。

研究会の会員は全国の高等学校における設備工業科およびこれに関連する学科を設置する学校の校長、教職員で、設備工業教育に関する事項を研究しその向上改善をはかるとともに会員の研鑽ならびに相互の連絡と親睦をはかることを目的としている。



写真1 静岡大会

#### 1. 開会式・講話

1日目には、開会式が行われ、植田会長が別掲の挨拶を行った（写真2）。静岡県教育委員会の小野田課長、静岡県高等学校校長会の深沢会長代理（静岡県立吉原工業高等学校校長）らが祝辞を述べ、静岡県管工事業協同組合連合会の伊

藤理事長が全管連会長の祝辞を代読した（写真3）。

また、国立教育政策研究所の持田調査官より「次期学習指導要領を見据えた工業教育の充実について」という演題で講話を行った。



写真2 植田会長



写真3 静岡県連の伊藤理事長

## 2. 教育講演会、生徒・教師研究発表

2日目は、静岡県地震防災アドバイザーの郷隆志氏が「巨大地震と防災力アップ」と題して講演を行った。その後、以下の先生による研究発表が行われた。

### (1)教員研究発表

- ①水沢工業高校設備システム科の国家資格への取り組みと実績（岩手県立水沢工業高等学校）
- ②建築設備CADの活用（栃木県立宇都宮工業高等学校環境設備科）
- ③SPH指定校としての取り組み（新潟県立新潟工業高等学校建築科）
- ④彦根工業高校建設科の取組み（滋賀県立彦根工業高等学校）

全国設備工業教育研究会  
第53回 静岡大会によせて

全国設備工業教育研究会  
会長 植田 篤司

会員の皆様におかれましては、平素より設備工業教育へのご尽力、ならびに本研究会へのご協力を賜り、ここに厚く

御礼申し上げます。

私は、昨年度に引き続き全国設備工業教育研究会会長の任を仰せつかりました。微力ながら本研究会の発展に寄与したいと存じますので宜しくお願ひ致します。

今年度は静岡県立掛川工業高等学校様のご尽力により、ここ静岡県での開催が実現の運びとなりました。これは開催都道府県の当該工業高校の先生方、及び業界諸団体・業界組合等の絶大なるご協力・ご支援の賜物と深く感謝しております。

さて、まず日ごろより当研究会会員校に対し、様々なリソースにてサポート戴いております全国管工事業組合連合会様、一般社団法人日本空調衛生工事協会様はじめ関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

特に両団体様には、昨年度から「管工事施工管理技術検定試験2級学科」受検に際しては2年生から受検できるようにと制度改正を図って戴きました。また「建築配管技能士2級、同3級」受験に

際しては全管連様より引き続き、材料支給をご提案戴きました。また昨年度は本研究会教員の細かな要望を支給材料にご反映戴き、生徒の資格取得へのモチベーションアップ、挑戦意欲の向上につながりました。

次に、当研究会の上位母体である公益社団法人全国工業高等学校長協会の第68回総会・研究協議会において、文部科学省初等中等教育局産業教育振興室の高見太也室長が語られていた今後の重点項目について紹介いたします。(1)学習指導要領の改訂：特に社会でどう活躍するか、学校外の力を借りて進めていくことが肝要(2)高大接続改革：専門職大学制度が平成31年度よりスタート(3)SPH（スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール）事業：社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成することが目的(4)教員の質的向上(5)全国産業教育フェア

これらから明らかなことは、社会で企業で活躍できる職業人の育成が、工業高等学校的最重要使命であるということでありましょう。

最後に未来を見通してみたいと思います。今後の日本の生産年齢人口の急激な低下は、マクロの人口減を上回るスピードで進んでいきます。また、深層学習・強化学習+ビッグデータによる人工知能の進化で「長年培った知識や経験による判断は人間ならでは…」と思っていた仕事が代替されはじめています。すでに医

師、弁護士、公認会計士、税理士等で顕著で、例えば初期がんの診断、過去の判例から類似例を探し出す等は米国等で実用化されています。一方、日本の高度成長期に整備された様々なインフラストラクチャーの老朽化が進行し、これらを刷新してあるいはメンテナンスして長寿命化・耐震化を行う仕事が増加しています。その中で例えば地中の配管のぶつかりを検知してより最適な3次元での位置を割り出すこと等はコンピュータの独壇場ですが、水、土砂など複雑で過酷な現場の環境において、ロボットでの代替はかなり先のことになることが推察されます。

以上から予想される未来の情景は「人手不足なのに就ける（あるいはイメージ先行で就きたい）仕事が少ない」ということかもしれません。

このような未来に私たちはどのような子どもたちを送り出せば良いか？

いまこそ産業教育（職業教育）の原点に立ち返り、求められる職業人の要件定義、その育成方法等を、企業、諸団体の関係各位と共に進めていければ幸甚に存じます。

第53回 静岡大会が、会員相互の活発な意見交換の場となり、また今後の変革につながるトリガーとなりましたら望外の喜びでございます。

それでは、ますますの設備工業教育の活性化を祈念し、ごあいさつといたします。

## 平成30年度 全国設備工業教育研究会 広島大会日程(案)

- 1 期 日 平成30年7月31日(火)～8月1日(水)
- 2 主管校 広島市立広島工業高等学校
- 3 事務局 広島市立広島工業高等学校  
〒738-0025 広島県広島市南区東本浦町1番18号  
TEL 082-282-2216 FAX 082-288-4169
- 4 会 場 ホテルセンチュリー21広島(広島市南区的場町1-1-25)
- 5 日 程(予定)

月 日	次 第	時 間	参 加 対 象	会 場		
第1日目 7月31日 (火)	会計監査	12:00～12:30	会計監査・事務局	4会場項 参照 (広島市)		
	受付	12:00～13:00	役員・会員			
	地区別研究協議	13:00～14:50				
	開会式	15:00～15:50				
	教育講演会	16:00～17:00				
	文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 産業教育振興室 教科調査官 持田雄一様					
	記念写真	17:00～17:10				
	教育懇談会	18:00～20:00				
第2日目 8月1日 (水)	受付	8:30～9:00	来賓・会員	4会場項 参照 (広島市)		
	総会	9:00～9:50				
	教育講演会	10:00～11:00				
	講師検討中					
	教員研究発表	11:10～12:00				
	昼食	12:00～13:00				
	教員研究発表	13:00～13:50				
	研究協議	14:00～14:20				
	閉会式	14:30～15:00				

## 表 彰 制 度 に つ い て

全国管工事業協同組合連合会  
平成 29 年 10 月

	表彰制度	発 令 表彰式	選 考 基 準	提出先
1	叙 獲 (春)  (秋)	4月 29 日  11月 3日	<p>(二類)</p> <p>次の各号に該当する年齢 55 歳以上の者</p> <p>1. その内容が著しく危険性の高い業務に精励した者又は著しく危険性の高い環境において業務に精励した者</p> <p>2. 精神的肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者</p> <p>3. 人目につかない領域にあって、多年にわたり業務に精励した者</p> <p>(注) 原則 30 年以上業務に従事していること。</p> <p>4. 下記のうちどちらかを満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優秀施工者国土交通大臣顕彰の被顕彰者であること</li> <li>・5 人以上の部下を持つ職長等であること</li> </ul>	<p>国土交通省 土地・建設 産業局建設 市場整備課 総務係</p> <p>推薦枠 二類 2名</p>

	表彰制度	発令 表彰式	選考基準	提出先
2	優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター)	10月中旬	<p>建設産業の第一線で「ものづくり」に直接従事している建設技能者の中から、特に優秀な技能・技術を持ち、後進の指導・育成等に多大な貢献をしている方を顕彰する。</p> <p>次の各号すべてに該当する方</p> <p>1. 直接工事施工の経験の積み重ねにより、直接工事施工を行うための卓越した優秀な技能を持ち、長年にわたる直接工事施工経験の結果として、このような技能に加えて現場施工管理能力等の技術的能力をも修得した者（会社の代表者の場合は、10人以下の会社のみ適用）。</p> <p>2. 一 技能・技術が優秀であること 二 技術開発、施工の合理化を図り顕著な成績を挙げていること、又は建設工事に相当の実績のあること 三 後進の指導・育成に努めていること 四 工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること 五 他の建設現場従事者の模範たりうること</p> <p>3. 建設現場業務に直接従事している年齢 40歳以上60歳以下の者（特例 35歳以上40歳未満、61歳以上の者・但し1名限度） ＊「建設現場業務に直接従事している」とは、直接工事施工を行うこと及び職長等として現場施工管理を行うことをいう。</p> <p>4. 現場業務従事期間が20年以上の者。</p> <p>5. 自己の責任に関する無事故期間が3年以上である者。</p> <p>6. 叙勲、褒章又は同様の趣旨の国土交通大臣（建設大臣）表彰等を授与されたことがない者。また、これまで団体役員の経験がなく、現在も役員でない者。</p> <p>（対象外となる者の例） 就職当初又は就職間もない時期から、直接工事施工に従事することなくもっぱら技術者等（現場代理人、監理技術者、主任技術者、監督見習、工務担当者、事務担当者等）として施工管理業務のみ（工程管理、原価管理、安全管理、品質管理等）や設計業務のみに従事していると認められる者。</p>	<p>国土交通省 土地・建設 産業局建設 市場整備課 内 建設マスター 事務局</p> <p>推薦枠 7名 (女性技能労 働者は人数の 上限なし)</p>

	表彰制度	発令 表彰式	選考基準	提出先
3	青年優秀施工者 土地・建設産業 局長顕彰（建設 ジュニアマスター）	10月中旬	<p>(顕彰の対象)</p> <p>顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設現場業務に直接従事している期間が10年以上の者</li> <li>2. 建設現場業務に直接従事している年齢39歳以下の者</li> <li>3. 自己の責任に関する無事故期間が3年以上である者</li> </ol> <p>(顕彰基準)</p> <p>顕彰は、次の各号すべてに該当する者について行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 技術・技能が優秀である者</li> <li>2. 技能・技術に関する工夫・改善に努め技術開発・施工の合理化に貢献している者</li> <li>3. 将来その活躍が一層期待される者</li> <li>4. 工事施工において安全・衛生の向上に貢献している者</li> <li>5. 勤務成績、日常行為等において他の建設現場従業者の模範である者</li> </ol> <p>(欠格等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 刑の執行終了若しくは刑の免除を受けてから、禁錮刑以上は10年、罰金刑以下は5年の年数が経過していない者及び犯罪容疑者については、顕彰の対象としない。</li> <li>2. 同一の者についての顕彰は重ねて行わない。</li> <li>3. 既に叙勲、褒章又は優秀施工者国土交通大臣顕彰等を授与された者に対しては、顕彰は行わない。</li> </ol> <p>(対象外となる者の例)</p> <p>就職当初又は就職間もない時期から、直接工事施工に従事することもなくもっぱら技術者等（現場代理人、監理技術者、主任技術者、監督見習、工務担当者、事務担当者等）として施工管理業務のみ（工程管理、原価管理、安全管理、品質管理等）や設計業務のみに従事していると認められる者。</p>	國土交通省 土地・建設 産業局建設 市場整備課 内 建設マスター 事務局  推薦枠 3名

	表彰制度	発令 表彰式	選考基準	提出先
4	「浄化槽の日」 土地・建設産業 局長表彰	10月 1日	<p>1. 年齢 4月1日現在における年齢が50歳以上</p> <p>2. 浄化槽関連事業に25年以上継続して従事し、業務に精励するとともに、関係団体（市協も可）の役員として5年以上在職し、業界の発展に寄与した者。</p> <p>3. 浄化槽関連事業に25年以上継続して従事し、業務に精励するとともに、業務改善・技術開発等を行って顕著な成果を挙げ、浄化槽の発展に寄与した者。</p>	国土交通省 土地・建設 産業局建設 業課  推薦枠 3名
5	周年記念 国土交通省 土地・建設産業 局長感謝状	随時	<p>(建設業等功績者)</p> <p>1. 個人については、原則として次に該当し、建設業務に著しい功績を有し、他の模範であること。</p> <p>(イ) 年齢が50歳以上であること。</p> <p>(ロ) 20年以上建設業務に従事した経験を有すること。</p> <p>(ハ) 当該団体（都道府県）の役員歴を5年以上有すること。（役員は理事以上とし監事は含まない）</p> <p>(二) <u>過去に勲章、褒章並びに国土交通大臣表彰及び総合政策局長表彰（旧・建設省建設経済局長表彰（浄化槽発展功労なども含む））を受けたことがないこと。</u>（表彰には感謝状を含む。以下同じ）</p> <p>(ホ) 団体からの推薦があった者であること。</p> <p>(ヘ) 団体の長の表彰を受けたことがある者であること。</p> <p>2. 団体については創立10周年以上経過し、建設事業の発展に尽くした団体であること。</p> <p>（中央団体のほか、ブロック又は都道府県単位の団体を含む。国土交通大臣表彰を受賞している団体は除く）</p> <p>(欠格事項)</p> <p>候補者の選考に当たっては慎重に調査し、特に罪を犯した者、犯罪容疑者及び建設業法に基づく営業の禁止及び許可の取り消しを受けた者、宅地建物取引業法に基づく業務の停止及び免許の取消しを受けた者及び測量法に基づく営業の禁止及び登録の消除を受けた者であつて、表彰することが国民感情にそぐわない者について行わないこと。</p>	国土交通省 土地・建設 産業局建設 市場整備課 総務係  推荐枠 3名以内

	表彰制度	発令 表彰式	選考基準	提出先
6	周年記念 厚生労働大臣感謝状	毎年3月1日 までに主管連 へ申請申込。 6月1日まで に書類を提出	(水道行政推進功労団体) 水道行政推進、公衆衛生向上、国民生活の改善に関する著しい功績があった団体が、創立50周年の倍数を経過していること。	厚生労働省 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課総務係
7	安全優良職長厚生労働大臣顕彰	1月中旬	<p>顕彰は、原則として次に掲げるすべての事項に該当する者について行う。</p> <p>(1) 職長等としての実務経験が10年以上あり、現在も当該職務に就いていること。<u>安衛法の「職長教育」を修了して10年以上経過している者。</u></p> <p>(2) 職長等として担当した現場又は部署において過去5年以上、休業4日以上の災害が発生していないこと。</p> <p>(3) 職務に必要な資格（免許、技能講習及び特別教育）を有するとともに、能力向上教育等の各種安全衛生教育を十分に受講し、安全管理、作業指揮等の能力が優秀であると認められていること。</p> <p>(4) 安全管理に関する部下の指導教育又は安全管理に関する知識・技能の普及や継承について積極的に活動していること。</p> <p>(5) 所属する事業場に過去1年内の災害発生が無いこと。</p> <p>(6) 所属する事業場に保険料未払い等の違法行為が無いこと。</p> <p>(7) 60歳未満の方が望ましい。</p> <p>(8) 優秀施工者国土交通大臣顕彰を<u>受賞していないこと。</u></p>	建設業労働災害防止協会 推薦枠 1名
8	(公財)日本建築衛生管理教育センター会長表彰	1月下旬	建築物環境衛生関係団体において建築物の環境衛生管理に関する知識、技術の普及向上並びに建築物環境衛生管理事業の発展に貢献し、その功績にかかる期間が当該年表彰日において5年以上であり、かつ、年齢50歳以上である者（春秋叙勲による勲章受章者、褒章条例による褒章受章者及び建築物環境衛生功労者として厚生労働大臣表彰を受けた者は除くものとする）	(公財)日本建築衛生管理教育センター 推薦枠 2名

	表彰制度	発令 表彰式	選考基準	提出先
9	周年記念 全管連会長感謝 状	随時 (感謝状受賞 日の3ヶ月前 までに申請申 込)	<p>全管連会長感謝状に係る申し合せ事項による</p> <p>1. 推薦基準</p> <p>会員組合の周年行事に際し、管工事業界及び 管工事組合の発展に特に顕著な功績のあつた個人、または管工事業界の発展に特に顕著な功績のあった団体であって、次の各号に該当するもの。</p> <p>(1) 個人</p> <p>受賞日までの従事年数が以下に該当するもの。</p> <p>1) 同一組合の役員を通算5年以上。 2) 同一事業所の役職員を通算10年以上。 3) 同一会員の事務局役職員を通算10年以上。</p> <p>(2) 団体</p> <p>受賞日までの事業歴が10年以上。</p> <p>(3) その他</p> <p>会員の推せんにより、本会会長が妥当と認める個人及び団体。</p> <p>*同一の功績により、過去に本感謝状を受賞した個人及び団体を再度推薦する場合は、受賞後10年の経過を目安とすること。</p>	5名(1団体)以内

※この資料は、推薦があまりなく、枠に余裕があるものを紹介している。

○本件に関するお問合せ先

事務局・鈴木、阿蘇

TEL 03(3949)7312

「高松水道展」へのブース出展について

**趣 旨 :** (公社) 日本水道協会は、毎年「総会・全国大会・研究発表会」を開催し、これに併せて(一社)日本水道工業団体連合会(水団連)が、同会場で「水道展」を併催している。

今年度の同総会は「サンポートホール高松」で開催され、展示会は「サンポート高松シンボルタワー北側広場」で開催される。

そのため、全管連・高松市上下水道工事業協同組合で連携し、水道展に出展して全管連の存在をアピールする。

**日 時 :** 総会・全国大会 10月25日(水)~27日(金)  
ブース出展 25日(水) 9時30分~17時  
26日(木) 9時~17時  
27日(金) 9時~14時(予定)

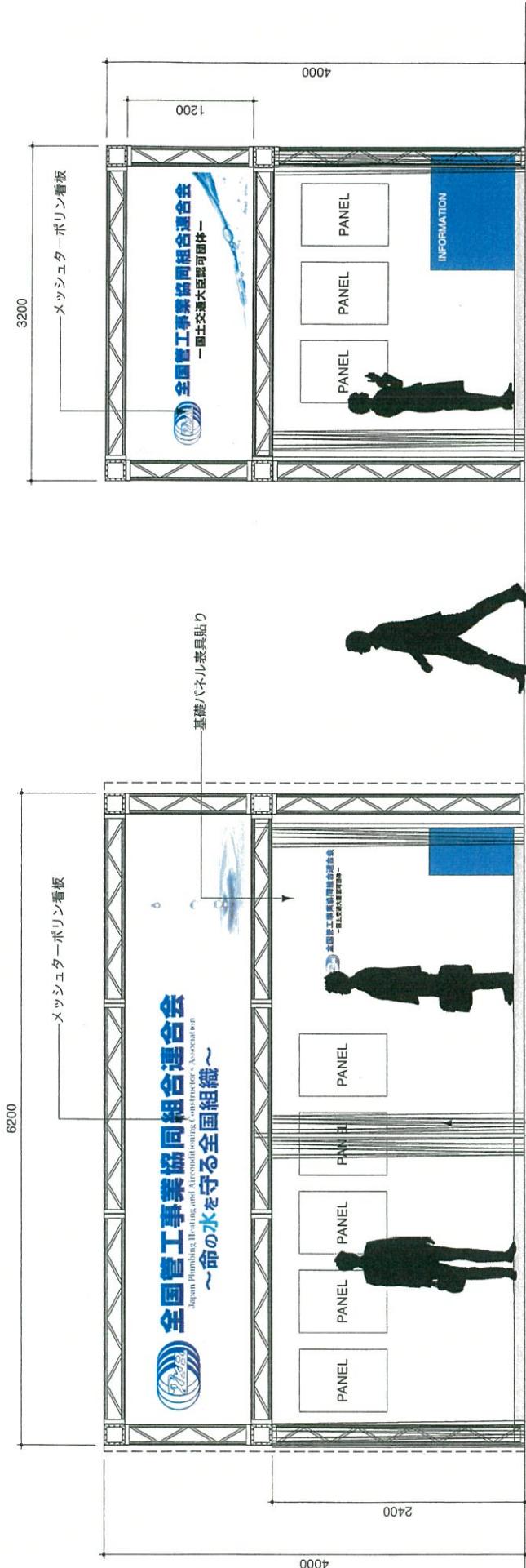
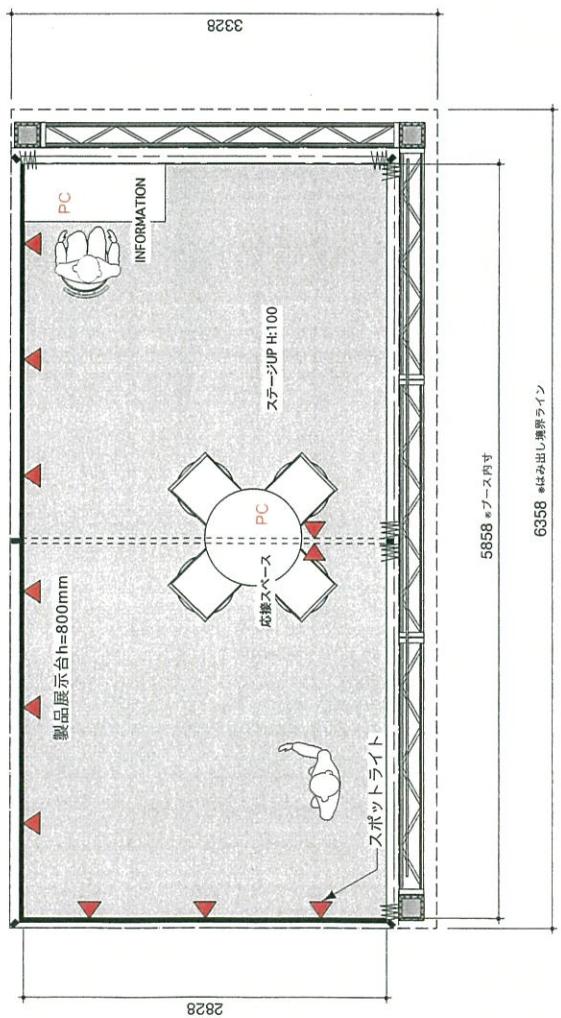
**場 所 :** 総会・シンポジウム ⇒ サンポートホール高松  
研究発表会 ⇒ "  
水道展 ⇒ サンポート高松シンボルタワー北側広場  
(\*127団体・社が出展、水道展のみは入場無料)

**出展内容 : 【展示物】**

(予定) (全管連) ①熊本地震における全管連の応急復旧活動パネル(適宜)  
②技能グランプリの当日課題作品

**【配布物】**

- (全管連) ①全管連PRパンフレット(1,000枚)  
② " クリアファイル(300枚)  
③ " シャープペンシル(500本)  
④ " ジャーナル(100部、広告依頼挟み込み)  
⑤ " ニュース(100部)  
⑥ " 手帳ご案内(100部)  
⑦ " 水道工事の事故防止(1,000部)  
⑧ " 管工事賠償チラシ(200部)



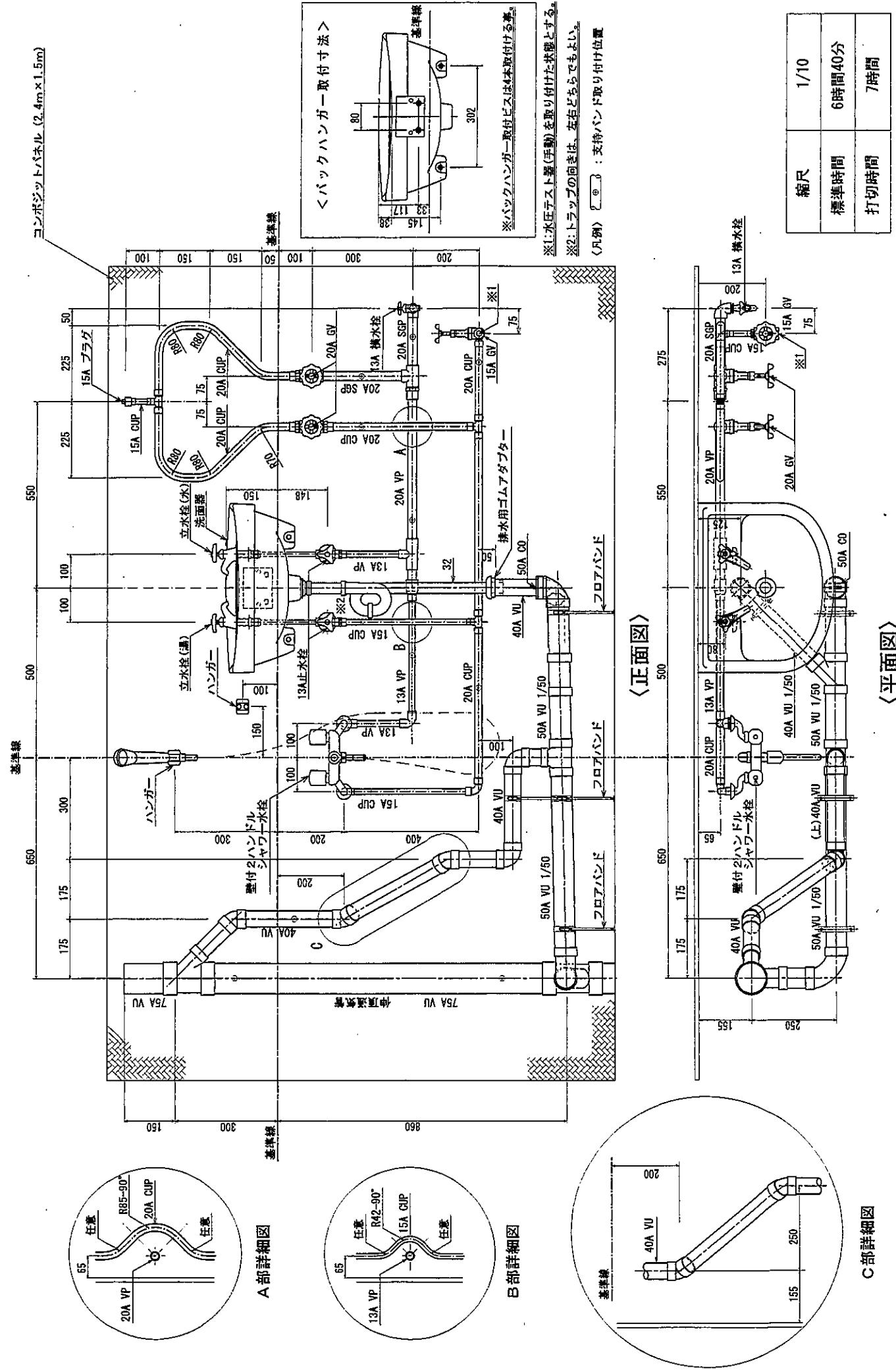
DATE	CLIENT	TITLE	SCALE	SHEET NO.
2017/8/7		全国管工事業協同組合連合会	1/40	01

第55回技能五輪全国大会は、下記のとおり実施されます。

1. 目的 国内の青年技能者の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して、技能の重要性、必要性をアピールすることにより、技能尊重気運の醸成を図ることを目的とする。
2. 主催 厚生労働省、中央職業能力開発協会、栃木県
3. 後援 國土交通省、経済産業省、文部科学省他
4. 協力 全国管工事業協同組合連合会他
5. 競技会場 配管職種：マロニエプラザ（JR宇都宮駅から車で約5分）
6. 日程 ①選手会場下見、開会式 11月 24日（金） 栃木県体育館  
②競技・公開水圧審査 25日（土） マロニエプラザ（栃木県宇都宮市）  
③成績発表・閉会式 27日（月） 栃木県体育館
7. 参加選手 配管職種 53名（全41職種 約1,200名）
8. 公表課題 別掲（参考課題を9月12日に公表。競技当日には、一部変更した課題を提示。）
9. 本会から参画する委員等（順不同・敬称略）

競技主査	綱田 健志（東京都・連）	競技補佐員	大房 貴志（栃木県）
競技委員	松本 正美（技術副部長、東京都・連）	"	鈴木 康史（栃木県）
競技補佐員	黒川 平（栃木県）	"	中村 敬生（栃木県）
"	黒澤 佳樹（栃木県）	"	大柿 健志（栃木県）
"	福富 昭（栃木県）	"	星野 祥史（栃木県）
"	小堀 昌宏（栃木県）	"	大山 憲一（栃木県）
"	星野 良成（栃木県）	"	坂本 哲也（栃木県）
"	関英彰（栃木県）	"	猪瀬 修（栃木県）
"	津田 久義（栃木県）	"	手塚 宏佳（栃木県）
"	広野 祥司（栃木県）	"	
"	黒崎 丈博（栃木県）	"	
"	伊澤 卓馬（栃木県）		
事務局	佐藤 良浩（全管連）	事務局	仲村 信慶（全管連）

## 第5回技能五輪全国大会「配管」職種競技課題図



## 国土交通大臣登録講習（登録番号第15番）

# 平成29年度「登録配管基幹技能者講習」のご案内

一般社団法人日本空調衛生工事業協会（日空衛）

全国管工事業協同組合連合会（全管連）

一般社団法人日本配管工事業団体連合会（日管連）

日空衛・全管連・日管連の3団体では、国土交通大臣の登録講習として、平成29年度の「登録配管基幹技能者講習」を次のとおり開催いたします。

是非、多くの配管技能者の方が受講され、「登録配管基幹技能者」として現場で活躍されることを期待いたします。

### 1. 開催日と講習会場

#### ● 前期登録講習

第1回：平成29年9月16日（土）～9月18日（月）（定員：100名）

四国 ポリテクセンター徳島（徳島職業能力開発促進センター）

〒770-0942 徳島県徳島市昭和町8丁目27-20

TEL：088-654-5101、FAX：088-654-5103

第2回：平成29年9月28日（木）～9月30日（土）（定員：100名）

近畿 エル・おおさか（大阪府立労働センター）

〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14

TEL：06-6942-0001、FAX：06-6942-1933

#### ● 後期登録講習

第3回：平成30年1月26日（金）～1月28日（日）（定員：70名）

九州 メートプラザ佐賀（佐賀勤労者総合福祉センター）

〒849-0919 佐賀市兵庫北3-8-40

TEL：0952-33-0003、FAX：0952-33-0322

第4回：平成30年2月1日（木）～2月3日（土）（定員：150名）

関東 （一財）全国建設研修センター

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2

TEL：042-324-5315、FAX：042-322-5296

## 2. 受講資格

受講資格は、下記に示す2つの条件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）で定める管工事における配管施工の実務の経験が10年以上で、そのうち職長としての実務の経験が3年以上であること。
- (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく1級配管技能士（建築配管作業）の資格を有すること。

## 3. 受講申込

### ● 登録講習受講申込書の請求

受講を希望される方（又は事業主）は、別紙の「受講申込書送付依頼状」に必要事項を記入の上、登録配管基幹技能者講習委員会事務局までFAXにてお申し込み下さい。

前期講習、後期講習の希望別に次の配布期間に事務局より「受講申込書」関係資料一式（無料）を送付いたします。

なお、受講申込書、実務経験証明書、職長経験証明書は**日空衛ホームページ**よりダウンロードできます。

#### 【受講申込書配布期間】

- 前期登録講習：平成29年6月15日～平成29年7月14日
- 後期登録講習：平成29年10月16日～平成29年11月15日

### ● 受講申込受付期間

受講申込受付期間は前期・後期別に次の通りです。各会場とも定員になり次第締め切ります。

受講申込者について受講資格審査を行い、受講資格の認められた方には受講票を交付します。

#### 【申込受付期間】

- 前期登録講習：平成29年6月15日～平成29年7月14日
- 後期登録講習：平成29年10月16日～平成29年11月15日

### ● 受講料

受講料：42,000円（税込）

- ・ 受講料には、受講費用、教材費等の関係費が含まれています。
- ・ なお、宿泊・交通費は含まれておりません。

### ● 宿泊

- ・ 宿泊を必要とする方は、会場周辺の宿泊施設をご利用下さい。ただし、後期登録講習の全国建設研修センターは講習会場の宿泊施設をご利用頂けます。

### ● 修了証の交付について

規定の講義を全て受講し、最終日の講習考查試験に合格した者に「登録配管基幹技能者講習修了証」が交付されます。

## 【ご参考：登録配管基幹技能者講習の助成金について】

本登録講習受講への助成措置については、厚生労働省の「建設労働者確保育成助成金〔技能実習コース（経費助成・賃金助成）〕」が活用できる場合があります。ご希望される方は、都道府県の労働局または、最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい。

なお、助成を受けるには、受講日の2ヶ月前から原則1週間前までに都道府県労働局長宛に「建設労働者確保育成助成金〔技能実習コース（経費助成・賃金助成）〕計画届」（建助様式第2号）の提出が必要となります。

### 建設労働者確保育成助成金の概要〔技能実習コース（経費助成・賃金助成）〕

#### 1. 支給対象者 中小建設事業主

（注）「建設の事業」の雇用保険料率(14/1,000)の適用を受ける中小建設事業主

#### 2. 助成の対象となる技能実習

建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習

#### 3. 助成額（雇用保険被保険者数が20人以下の場合の例）

##### ● 経費助成

委託費（受講料）の3/4（42,000円×3/4=31,500円）

注）受講料払込取扱票の依頼人欄に、必ず会社名と受講者名を記載して下さい。

##### ● 賃金助成

7,600円／1人・1日

雇用する建設労働者に、助成の対象となる技能実習（登録基幹技能者講習）を所定労働時間内に受講させ、その期間の所定労働時間に労働した場合に支払われる通常の賃金以上の賃金を支払った場合。（所定労働時間外及び休日に受講させた場合は、所定の割増をした額以上の賃金を支給する場合又は振替休日を与えた場合）

（注）1日3時間以上受講した日に限る。

ひとつの技能実習について20日分を限度とする。

### 【受講証明について】

登録配管基幹技能者講習を受講後、助成金申請を行う事業主は、支給申請書（建助様式第17号、同別紙1）をハローワーク等より取りよせ、「建助様式第17号別紙1」に必要事項を記載し、返信用封筒（切手貼付）を同封の上、登録配管基幹技能者講習委員会事務局（実施団体）宛に送付してください。実施団体で受講確認の上、受講証明欄（③-1、③-2）に受講証明を行い返送いたします。

### 【支給申請の手続き】

建設労働者確保育成助成金〔技能実習コース（経費助成・賃金助成）〕支給申請書（建助様式第17号、同別紙1）及び必要書類などを、技能実習を終了した日の翌日から起算して2ヶ月以内に、申請者の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

平成29度「登録配管基幹技能者講習」の受講申込書を必要とされる方は、前期講習、後期講習の希望別に○印の上、下記に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申し込み下さい。

## 平成29年度「登録配管基幹技能者講習」

### 受講申込書送付依頼状（・前期　・後期）

申込者 (企業名又は団体名)			
住 所		〒	
担当部署名			
担当者氏名			
連絡先		TEL:	( )
		FAX:	( )
受講 予定者 氏名			
必要部数	_____部		

お申し込み・お問い合わせは下記事務局まで

#### 登録配管基幹技能者講習委員会事務局

〒104-0041 東京都中央区新富2-2-7 空衛会館 3階

(一社)日本空調衛生工事業協会内 TEL:03(3553)6431

日空衛ホームページ: <http://www.nikkuei.or.jp/>

FAX送信先 : 03(3553)6786

平成28年度登録配管基幹技能者都道府県別一覧

No.	都道府県	H27年度 登録基幹 技能者数	H 2 8 登録講習			H 2 8 更新			H28年度 登録基幹 技能者数	支部別 登録基幹 技能者数
			前期 合格者	後期 合格者	合計	更新 対象者	申請	未 申請		
1	北海道	321	0	2	2	72	68	4	323	323
2	青森県	40	0	1	1	1	1		41	
3	岩手県	33	1	1	2	2	1	1	35	
4	宮城県	69	0	6	6	3	3		75	
5	秋田県	82	0	2	2	0	0		84	
6	山形県	46	0	1	1	1	1		47	
7	福島県	44	0	2	2	5	4	1	46	
8	茨城県	51	0	2	2	4	3	1	53	
9	栃木県	49	2	10	12	7	7		61	
10	群馬県	39	0	6	6	8	8		45	
11	埼玉県	50	0	10	10	5	5		60	
12	千葉県	97	0	9	9	13	12	1	106	
13	東京都	177	0	10	10	9	9		187	
14	神奈川県	110	0	11	11	12	10	2	121	
15	山梨県	13	0	2	2	0	0		15	
16	長野県	50	0	9	9	5	4	1	59	
17	新潟県	112	0	10	10	4	4		122	
18	富山県	38	0	2	2	2	2		40	
19	石川県	44	0	2	2	1	1		46	
20	福井県	95	3	2	5	9	8	1	100	
21	岐阜県	40	1	11	12	1	1		52	
22	静岡県	122	0	3	3	15	13	2	125	
23	愛知県	77	0	35	35	7	7		112	
24	三重県	14	0	5	5	0	0		19	
25	滋賀県	30	5	1	6	2	2		36	
26	京都府	75	5	0	5	11	9	2	80	
27	大阪府	199	10	0	10	13	9	4	209	
28	兵庫県	80	3	0	3	8	8		83	
29	奈良県	15	2	1	3	1	1		18	
30	和歌山県	44	1	0	1	11	10	1	45	
31	鳥取県	96	7	1	8	11	9	2	104	
32	島根県	54	7	0	7	5	5		61	
33	岡山県	40	6	0	6	2	2		46	
34	広島県	54	3	0	3	6	6		57	
35	山口県	20	1	1	2	0	0		22	
36	徳島県	15	3	0	3	1	1		18	
37	香川県	55	2	3	5	1	1		60	
38	愛媛県	37	3	0	3	0	0		40	
39	高知県	14	1	0	1	2	2		15	
40	福岡県	68	4	2	6	1	1		74	
41	佐賀県	21	0	1	1	0	0		22	
42	長崎県	73	2	0	2	1	1		75	
43	熊本県	20	1	0	1	0	0		21	
44	大分県	50	2	0	2	3	3		52	
45	宮崎県	26	0	0	0	2	2		26	
46	鹿児島県	20	0	0	0	1	1		20	
47	沖縄県	53	0	1	1	1	1		54	
合 計		2,972	75	165	240	269	246	23	3,212	3,212

平成29年10月〇日

都道府県支部各位

登録配管基幹技能者講習委員会  
(一般社団法人日本空調衛生工事業協会)  
(全国管工事業協同組合連合会)  
(一般社団法人日本配管工事業団体連合会)

### 「登録配管基幹技能者講習」開催希望の取扱について

標記登録講習については、平成20年度より国土交通大臣の登録講習として日空衛、全管連、日管連の3団体が実施団体として運営し、これまで3,212名の登録配管基幹技能者を育成してきております。また近年では、国・都道府県の公共工事の総合評価方式における評価・活用、元請企業の優良技能者認定制度等における活用が促進され、登録基幹技能者の確保・育成が広く期待されてきている。このような現状を踏まえ、登録配管基幹技能者の増加に向けて、全国各地区での本講習会開催の申込みを募ることとしている。

つきましては、開催希望団体については、別紙の開催条件に基づいて、「開催申込書」の送付をお願い申し上げます。

#### (参考)

##### 登録配管基幹技能者講習について

###### 1. 受講資格

受講資格は、下記に示す2つの条件を全て満たしていることが必要です。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）で定める管工事における配管施工の実務の経験が10年以上で、そのうち職長としての実務の経験が3年以上であること。

(2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく1級配管技能士（建築配管作業）の資格を有すること。

###### 2. 受講料

42,000円（税込）

## 登録配管基幹技能者講習 開催について

本講習会は、毎年度、東京と大阪の開催を必須とし、地方開催については、本講習委員会において、講習実施計画を決定し開催している。

「登録配管基幹技能者講習」の各地区の開催希望については、以下の開催条件に基づいて、開催希望団体は申込書を提出することとする。

### 開催の基本条件について

#### (1) 受講者数

受講者数が当該自治体において相当数（50名程度）見込めるここと

#### (2) 会場の確保について

以下の条件を満たす会場が確保できること

① 定員60名以上（3人掛け机を2人使用として設定）

② 講習前日の準備を含め講習期間（3日間）継続して確保できること

#### (3) 開催に関する協力について

開催に当たって以下の協力が得られること

① 登録講習の傘下会員等への周知、受講管理員の派遣等の協力

② 当該団体以外の他実施団体の当該地元団体の協力

## 登録配管基幹技能者講習「開催申込書」

団体名		
担当者	TEL	FAX
開催希望日時	平成 年 月頃	
開催場所	TEL	FAX
受講者数	名（程度）	

全管連FAX 03-3949-7351

(報告事項 7)

管工事賠償補償制度 加入推進状況について

1. 経過及び予定

平成 29 年 1 月 17 日	第 328 回理事会	平成 29 年 11 月末日までの加入目標件数を 1,360 件に設定。
" 9 月中旬	平成 29 年度本制度パンフレット案内開始	
" 10 月 17 日	第 332 回理事会	
" 10 月 24 日	第 36 回事業委員会	
" 11 月 1 日	平成 29 年度本制度始期	
平成 30 年 1 月 17 日	第 333 回理事会	

2. 報告事項（別紙 A 3 版資料参照）

○平成 29 年 10 月 1 日現在の加入者数及び制度運営費

・加入者数 1,348 件 …… ①

・制度運営費 117,520 千円 …… ②

・昨年度の制度運営費 105,243 千円 …… ③

・昨年度からの

制度運営費の増加額 +12,277 千円 …… ② - ③

○本年 7 月に開催した第 57 回通常総会において、制度運営費の昨年度からの増加額の一部を、全管連会館の建替資金に充当させて頂くことでご承認頂いております。実際の充当額を含む本部・支部の配分方法につきましては、今後開催する事業委員会等の諸会議での審議を踏まえ、来年 1 月に開催する第 333 回理事会に上程させて頂きます。

3. 本件に関するお問い合わせ先

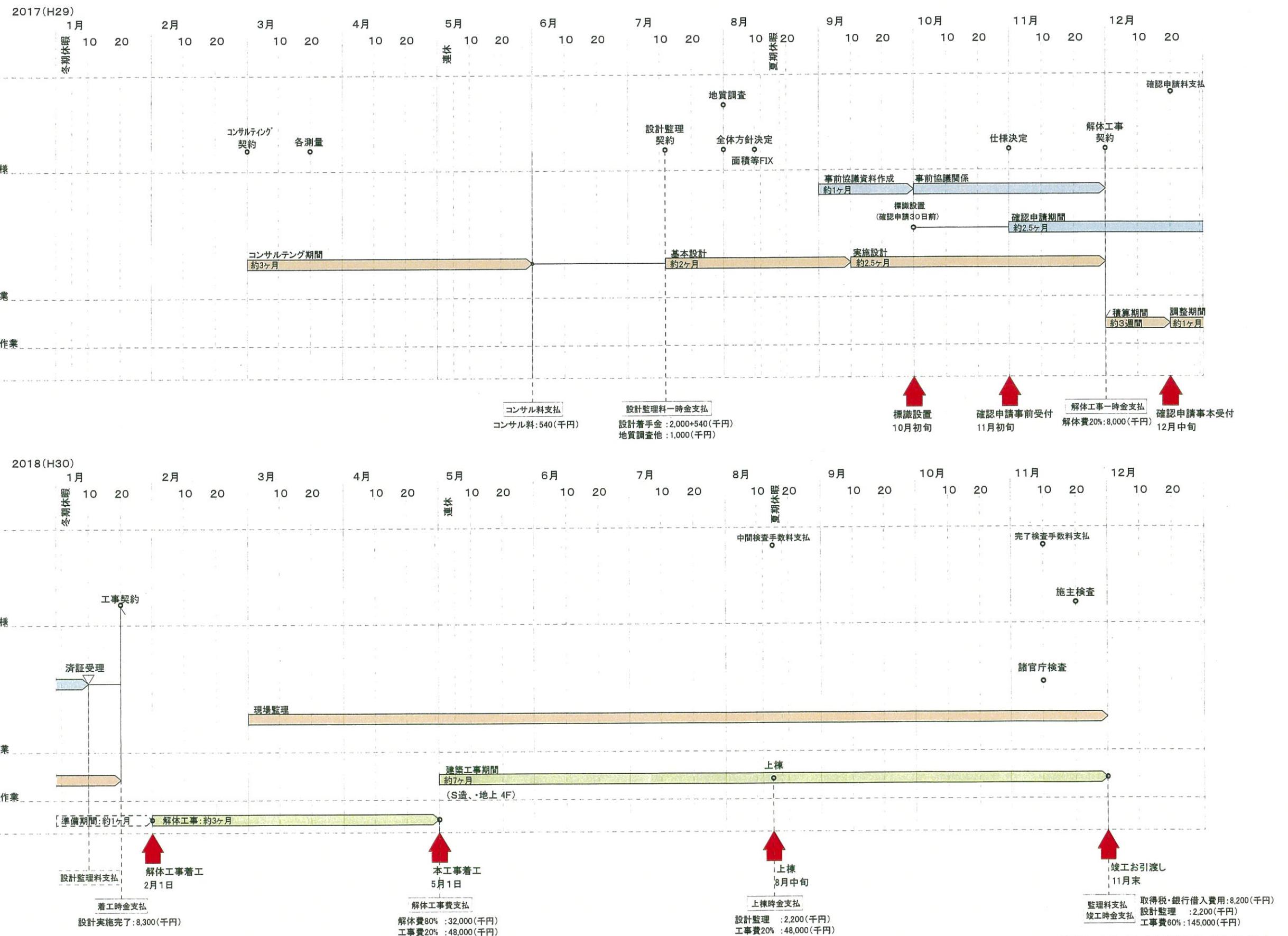
○損害保険ジャパン日本興亜(株) 営業開発部第三課 TEL03-3349-3820

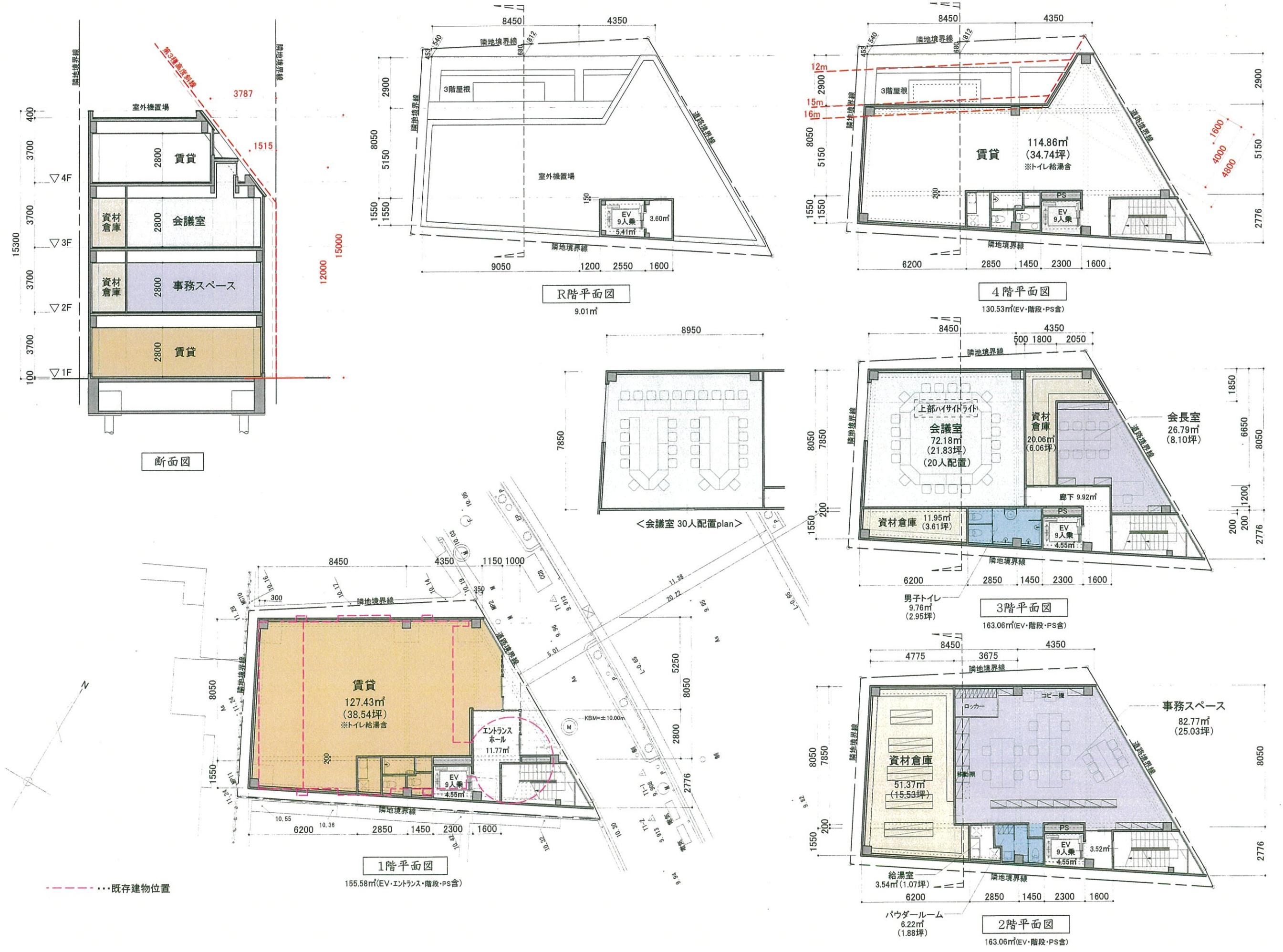
○全国管工事業協同組合連合会 TEL03-3949-7312

## 全管連 管工事賠償補償制度 全国推進状況

都道府県	会員団体	平成29年 4月現在	平成22年11月1日	平成24年11月1日	平成27年度(平成27年11月1日~平成28年10月31日現在) 年間確定額						平成28年度(平成29年10月1日現在) 年間見込額					
					会員数	加入件数	加入件数	加入率	①年間掛金	②年間保険料	③制度運営費 =①-②	※組合配賦額 =③×60%	加入件数	加入率	①年間掛金	②年間保険料
1 北海道	北海道管工事業協同組合連合会	476	12	16	49	10.3%	17,732,680	12,215,400	5,517,280	3,310,368	50	10.5%	19,392,130	13,354,070	6,038,060	
2 青森県	青森県管工事業協同組合連合会	216	6	7	14	6.5%	7,646,670	5,272,120	2,374,550	1,424,730	15	6.9%	9,915,390	6,841,080	3,074,310	
3 岩手県	岩手県管工事業協同組合連合会	160	2	4	15	9.4%	3,554,980	2,450,140	1,104,840	662,904	16	10.0%	6,010,850	4,143,960	1,866,890	
4 宮城県	宮城県管工事業協同組合連合会	288	6	10	30	10.4%	18,258,840	12,583,380	5,675,460	3,405,276	31	10.8%	18,062,950	12,445,320	5,617,630	
5 秋田県	秋田県管工事業協同組合連合会	227	23	24	41	18.1%	15,954,700	10,995,380	4,959,320	2,975,592	43	18.9%	15,337,990	10,567,980	4,770,030	
6 山形県	山形県管工事業協同組合連合会	265	18	20	44	16.6%	11,715,760	8,071,080	3,644,680	2,186,808	42	15.8%	11,603,000	7,991,000	3,612,000	
7 福島県	福島県管工事業協同組合連合会	261	3	3	10	3.8%	2,108,320	1,449,620	658,700	395,220	15	5.7%	3,464,980	2,385,170	1,079,810	
8 茨城県	茨城県管工事業協同組合連合会	338	4	7	39	11.5%	11,020,490	7,588,740	3,431,750	2,059,050	42	12.4%	11,290,680	7,772,110	3,518,570	
9 栃木県	栃木県管工事業協同組合連合会	549	30	49	102	18.6%	27,498,680	18,943,240	8,555,440	5,133,264	111	20.2%	32,254,570	22,224,810	10,029,760	
10 群馬県	群馬県水道工事業組合連合会	214	2	2	9	4.2%	2,837,850	1,956,070	881,780	529,068	11	5.1%	3,921,570	2,703,740	1,217,830	
11 埼玉県	埼玉県管工事業協同組合連合会	888	2	8	46	5.2%	14,631,230	10,833,470	3,797,760	2,278,656	62	7.0%	18,384,810	13,274,190	5,110,620	
12 千葉県	千葉県管工事業協同組合連合会	687	22	24	44	6.4%	9,980,200	6,877,000	3,103,200	1,861,920	46	6.7%	11,108,070	7,654,000	3,454,070	
13 山梨県	甲府市管工事協同組合	50	0	0	11	22.0%	1,972,080	1,357,920	614,160	368,496	11	22.0%	2,107,920	1,451,040	656,880	
14 東京都	東京都管工事業協同組合連合会	1500	5	13	80	5.3%	21,995,360	15,151,300	6,844,060	4,106,436	83	5.5%	20,305,840	13,990,590	6,315,250	
15 神奈川県	神奈川県管工事業協同組合連合会	811	5	8	41	5.1%	11,211,060	7,722,170	3,488,890	2,093,334	43	5.3%	11,692,900	8,054,540	3,638,360	
16 新潟県	新潟県水道工事業協同組合連合会	595	6	9	48	8.1%	12,095,630	8,330,520	3,765,110	2,259,066	50	8.4%	13,615,240	9,381,760	4,233,480	
17 富山県	富山県管工事業協同組合連合会	360	3	6	9	2.5%	2,898,600	1,994,520	904,080	542,448	12	3.3%	3,318,090	2,282,170	1,035,920	
18 石川県	石川県管工事業協同組合連合会	340	16	18	26	7.6%	5,187,960	3,573,360	1,614,600	968,760	29	8.5%	5,471,920	3,768,400	1,703,520	
19 福井県	福井県管工事業協同組合連合会	198	7	10	38	19.2%	11,000,750	7,576,810	3,423,940	2,054,364	41	20.7%	14,791,560	10,193,190	4,598,370	
20 長野県	長野県水道工事業協同組合連合会	206	3	2	6	2.9%	2,206,340	1,520,920	685,420	411,252	6	2.9%	3,238,310	2,234,170	1,004,140	
21 岐阜県	岐阜県管設備工業協同組合	502	11	13	26	5.2%	6,391,180	4,405,180	1,986,000	1,191,600	29	5.8%	10,484,790	7,224,530	3,260,260	
22 静岡県	静岡県管工事業協同組合連合会	347	3	10	37	10.7%	7,108,580	4,897,420	2,211,160	1,326,696	38	11.0%	8,139,740	5,607,040	2,532,700	
23 愛知県	愛知県管工事業協同組合連合会	943	12	15	29	3.1%	8,384,490	5,777,180	2,607,310	1,564,386	28	3.0%	8,514,310	5,866,470	2,647,840	
24 三重県	三重県水道工事業協同組合連合会	179	2	2	7	3.9%	2,438,630	1,679,610	759,020	455,412	7	3.9%	2,684,670	1,850,400	834,270	
25 滋賀県	滋賀県管工事業協同組合連合会	190	3	3	21	11.1%	3,698,480	2,548,060	1,150,420	690,252	25	13.2%	5,051,040	3,478,620	1,572,420	
26 京都府	京都府管工事業協同組合連合会	265	6	5	12	4.5%	2,039,860	1,404,240	635,620	381,372	10	3.8%	1,549,080	1,066,800	482,280	
27 大阪府	大阪府水道工事業協同組合連合会	650	14	13	26	4.0%	6,261,290	4,316,280	1,945,010	1,167,006	32	4.9%	8,752,910	6,036,000	2,716,910	
28 兵庫県	兵庫県管工事業協同組合連合会	508	9	12	30	5.9%	9,051,960	6,233,040	2,818,920	1,691,352	34	6.7%	10,569,650	7,282,850	3,286,800	
29 奈良県	奈良県管工事業協同組合連合会	113	2	2	5	4.4%	1,040,880	716,640	324,240	194,544	5	4.4%	1,076,760	740,880	335,880	
30 和歌山県	和歌山県管工事業協同組合連合会	311	22	23	41	13.2%	5,612,080	3,863,960	1,748,120	1,048,872	44	14.1%	6,932,270	4,775,990	2,156,280	
31 鳥取県	鳥取県管工事業協同組合連合会	38	1	1	0	0.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32 島根県	松江管工事業協同組合	29	0	0	2	6.9%	237,840	163,560	74,280	44,568	2	6.9%	253,440	174,720	78,720	
33 岡山県	協同組合岡山県管工事業協会	183	1	2	5	2.7%	2,291,750	1,579,480	712,270	427,362	3	1.6%	1,991,440	1,373,320	618,120	
34 広島県	広島県管工事業協同組合連合会	312	0	1	4	1.3%	1,228,440	845,790	382,650	229,590	5	1.6%	1,403,400	966,480	436,920	
35 山口県	山口県管工事業協同組合連合会	49	0	0	0	0.0%	-	-	-	-	1	2.0%	151,440	104,040	47,400	
36 徳島県	徳島市指定上下水道工事店協同組合	146	30	28	31	21.2%	4,979,920	3,430,360	1,549,560	929,736	38	26.0%	5,759,880	3,966,990	1,792,890	
37 香川県	香川県管工事業協同組合連合会	214	1	5	16	7.5%	3,317,060	2,285,020	1,032,0							

空白ページ





## 全管連会館の建て替えについて

### 経緯

- ▶ 現会館：昭和48年12月建設、53年2月入居。地上6階地下1階（延床約820m<sup>2</sup>）
- ▶ 耐震診断の結果、震度6強以上の地震で倒壊等のおそれが判明（平成22年）

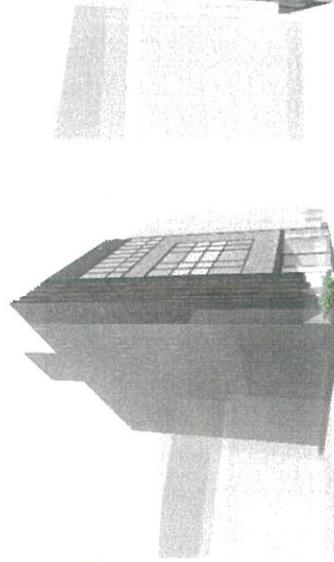
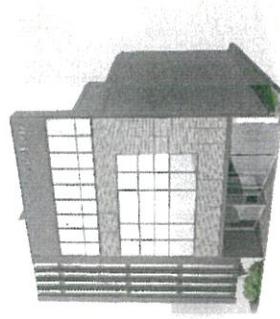
▶ 会長諮問機関として「会館特別検討委員会（座長：総務担当副会長）を設置（28年10月）、耐震問題への対応として、補強工事、新会館建設、他の建物への移転等代替案を検討し、現在地での建て替えが最適とのとりまとめ

▶ 上記を会長に答申し、29年度の理事会、総会に報告。29年度予算にも必要経費を計上

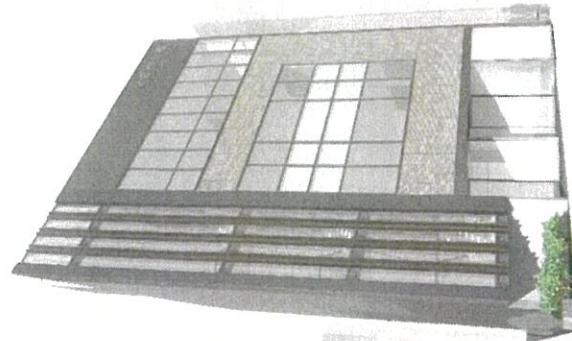
### 新会館の概要

- ▶ 鉄骨造(制震構造)地上4階。延床約620m<sup>2</sup>
- ※斜線規制のため地上4階が限度。地下は利用しない
- ▶ 2階、3階を全管連で使用。事務室、役員室等はコシバクト化、1階、4階はテナント貸出
- ▶ 建設事業費：約328百万円
- ※解体工事費、建設期間中のオフィス賃料、現テナント退去費用等を含む
- ▶ 工期：平成30年2月初（解体工事着工）～同年11月末竣工予定
- ▶ 財源：定期預金（積立金引当）及び国債の取崩、借入金（約1億円）
- ※返済財源は、通常事業収益、テナント収入、管工事賠償制度の制度運営費増額分を本部経費に充当

### 新会館外観イメージ図



（仮称）全管連会館新築工事



（仮称）全管連会館新築工事  
Image CG  
Photo CG

月 日	平成29年(2017年)
10月14日(土) ～19日(木)	技能五輪国際大会(アラブ首長国連邦・アブダビ)
10月17日(火)	理事会 13:30(品川プリンスホテル)
10月24日(火)	事業委員会 15:00(高松市上下水道工事業(協))
10月25日(水)	日本水道協会 全国会議(サンポート高松)
10月26日(木)	中小企業団体全国大会 13:00(長野県松本文化会館)
11月1日(水)	総務委員会 13:10(大阪・光明製作所)
11月7日(火)	技術委員会 14:30(都立城東職業能力開発センター)
11月9日(木)	中国ブロック会議 15:00(山口)
11月14日(火)	広報委員会 13:30(浦山ダム総合管理所)
11月20日(月)	経営委員会 13:30(東京都水道歴史館)
11月21日(火)	中部ブロック支部会議 14:30(名鉄グランドホテル)
11月25日(土) ～27日(月)	技能五輪全国大会(栃木県宇都宮市)
12月4日(月)	総務部会 14:00(全管連)
12月7日(木)	経理委員会 15:30(京都府管工事工業(協))
12月8日(金)	監事会 13:00(全管連)
12月14日(木)	正副会長・部長会議 14:00(埼玉県管工事会館)
月 日	平成30年(2018年)
1月17日(水)	理事会 13:30(品川プリンスホテル) 調整中 新年賀詞交歓会 15:30(同)
2月9日(金)	事務局研修会 13:30(品川プリンスホテル) 調整中